



ひと



森

南三陸町 第3次総合計画 | 2024>>>2033

ひと 森 里 海  
いのちめぐるまち  
南三陸



海



里

## 南三陸町民憲章

わたしたちは、この素晴らしい町に暮らしながら  
共に成長してゆくことを願って ここに、希望の姿をうたいます。

うみ ひろ こころ さかな およ  
海のように広い心で 魚のようにいきいき泳ごう

やま ゆた あい まゆ つつ  
山のように豊かな愛で 繭のようにみんなを包もう

そら す hitomi かわ いのち  
空のように澄んだ瞳で 川のように命をつなごう

おお しぜん て いだ まち みなみさんりく  
大きな自然の手のひらに 抱かれている町 南三陸

### 町章



南三陸町の「南」と「三」をモチーフに、未来の空へと羽ばたく鳥、  
美しい里山の自然、未来を創造する新しい波を表しています。  
中央のオレンジの円形は、未来を照らす太陽と町民の情熱を表現しています。

### 町花：ツツジ



田束山のツツジは、町の代表的な観光の拠点のひとつで、  
5月には田束山つつじまつりが開催されます。  
観光ブランドとしてのインパクトもあり、田束山つつじ園は町の文化財に指定されています。

### 町木：タブノキ



タブノキは、暖かい地方の海沿いに多い常緑の高木で、海岸部のいたるところに自生しています。  
特に湾内に浮かぶ椿島は、群生の北限地として植物学上極めて価値が高く、  
椿島暖地性植物群落として国の天然記念物に指定されています。

### 町鳥：イヌワシ



イヌワシは、国の天然記念物に指定されている絶滅危惧種ですが、  
町の豊かな自然環境の中で生息している希少な鳥です。





## まちの将来像

# 「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸」 の実現に向けて

平成28年3月に南三陸町第2次総合計画を策定し、創造的復興と持続可能な地域社会の構築を実現するため、東日本大震災からの復興を最優先に位置付けながら、その先を見据えたまちづくりを進めてまいりました。

震災復興事業につきましては、創造的復興の一丁目一番地として「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本原則に掲げ、高台移転事業による住まいの再建や交流拠点その他の市街地整備、産業の立て直しによる生業の再生を進め、また、道路や漁港といった社会資本・各種公共施設の整備など、安全・安心な日々を取り戻すべく、数多くの事業を実施し、令和4年度にその全てが完了いたしました。

さらにその間には、震災の教訓を踏まえた「エコタウンへの挑戦」として、平成25年12月に南三陸町バイオマス産業都市構想を策定し、地域循環型社会の形成に向け、バイオガス事業をはじめとする各種事業を展開してまいりました。

また、関係機関・団体が連携し、本町の豊かな自然を守りながら次世代へ繋げていく取組として、平成27年10月にFSC認証（森林管理の国際認証）、平成28年3月にASC認証（養殖水産物の国際認証）を取得したほか、平成30年10月には、志津川湾がラムサール条約湿地に登録されました。令和5年8月には、これまでの海や環境に配慮した持続可能なまちづくりに向けた取組が評価され、サンオーレそではま海水浴場がブルーフラッグ認証（国際環境認証）を取得いたしました。

いずれの取組も、自然との共生を目指し、環境への配慮や生物多様性保全、地域産業の付加価値の創出、そして、本町の豊かな自然を未来に繋いでいくための重要な役割を担うものであります。

その上で、これからのまちづくりは、震災復興事業の完了に伴い、震災復興に重点を置いていた南三陸町第2次総合計画によるまちづくりから、次の段階である「復興後の新たなステージ」にいち早く移行する必要があります。

また、深刻化する人口減少や少子高齢化、めまぐるしく変化が進む社会経済の動向や時代の要請に対しても遅滞なくしっかりと対応していくため、期間を前倒し、令和6年度から令和15年度までを期間とする「南三陸町第3次総合計画」を策定いたしました。

この南三陸町第3次総合計画は、復興後の新たなステージにおける指針となるものであります。「ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸」を将来像に掲げ、人の繋がり・自然の恵みを大切にする新たなまちづくりを推進し、町民の皆様が心豊かに愛着を持って暮らし続けられるよう、そして、本町の持続的な発展と地域課題の解消に向け、各種施策を力強く展開してまいります。

ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸 この地に暮らす私たちだからこそ描ける未来の実現に向け、町民皆様と一丸となって歩みを進めてまいり所存です。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見やご提案をいただきました町民・団体の皆様、そして、総合計画審議会委員の皆様並びに総合計画審議会専門委員の皆様に対し深甚なる敬意を表し、感謝申し上げますとともに、本計画の推進に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

南三陸町長 水藤仁

## 総論

1 策定の趣旨	07
2 計画の位置づけ	08
3 計画策定に向けた取組	08
4 計画の構成と期間	09

## 第1編 本町を取り巻く情勢

第1章 本町の概況	11
第2章 社会・経済動向	14
第3章 町民意向	19
第4章 まちづくりの課題	24

## 第2編 基本構想

第1章 まちの将来像とまちづくりの理念	29
第2章 人口・経済等の見通しと目標	33
第3章 リーディングプロジェクト	37
第4章 施策の大綱	39

## 第3編 基本計画

### 基本政策Ⅰ 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり 【産業・経済】

1 農林業の振興	41
2 水産業の振興	43
3 観光業の振興	45
4 商工業の振興	47
5 雇用・起業対策	49

### 基本政策Ⅱ 心豊かな人と文化を育むまちづくり 【教育・文化】

1 学校教育の充実	51
2 生涯学習の推進	53
3 スポーツの振興	55
4 文化の継承と創造	57

### 基本政策Ⅲ 健康で楽しく暮らせるまちづくり 【健康・福祉・子育て】

1 健康づくりの推進	59
2 地域医療の充実	61
3 高齢者福祉の推進	63
4 障がい者福祉の推進	65
5 子育て支援の充実	67
6 地域福祉の充実	69

### 基本政策Ⅳ 安全・安全なまちづくり 【環境・暮らし・防災】

1 生活環境の整備	71
2 交通ネットワークの充実	73
3 資源循環型社会の形成	75
4 消防・防災の充実	77
5 交通安全・防犯対策の推進	79

### 基本政策Ⅴ 協働のまちづくりと持続可能な行財政運営 【連携・協働】

1 協働のまちづくりの推進	81
2 交流・人権文化の推進	83
3 広域連携の推進	85
4 適切な行財政運営	87

施策の大綱と関連するSDGs17ゴールの一覧表	89
-------------------------	----

### 資料編

南三陸町第3次総合計画の策定体制	93
南三陸町第3次総合計画策定経過	94
南三陸町総合計画審議会委員名簿	95
南三陸町総合計画審議会専門委員名簿	96

# INDEX

## 目次

南三陸町 第3次総合計画 2024-2033







ひと



森



里



海

## 総論

策定の趣旨

計画の位置づけ

計画策定に向けた取組

計画の構成と期間

## 01 策定の趣旨

南三陸町（以下「本町」という。）では、平成28年（2016年）3月に「南三陸町第2次総合計画」を策定し、令和7年度（2025年）までを計画期間として、東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興の歩みを更に進展させ、復興のその先を見据えたまちづくりを推進してきました。

こうした中、令和4年度（2022年）には、本町の復興事業の集大成として整備を進めてきた、志津川市街地の賑わいと新たな観光・交流拠点となる道の駅「さんさん南三陸」がオープンしたことにより、これまで取り組んできた復旧・復興事業がようやく完遂となりました。これからは、震災前にも増して、町民が希望と愛着を持って心豊かに暮らし続けられるよう、町民生活や地域産業をはじめとした各分野での活力の創出を目指す「新たなステージでのまちづくり」を推進していくことが急務となっています。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化、SDGs※や脱炭素社会※、ネイチャーポジティブ※への世界的な関心の高まり、デジタル技術※の急速な社会実装の展開、新型コロナウイルス感染症の感染拡大からの生活様式の変化、地域経済社会への影響など、社会経済情勢はめまぐるしく変化が進み、これらへの対応が今後のまちづくりにおいても急務となっています。

こうした諸課題などに対して、機を逸することなく適切に対応していくためには、「南三陸町第2次総合計画」のスケジュールを前倒しして、各種施策を展開していく必要があることから、令和6年度（2024年）を初年度とした新しいステージとなる10年間のまちづくりの指針「南三陸町第3次総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



※SDGs：Sustainable Development Goalsの略。貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界の共通目標のこと。

※脱炭素社会：地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素（CO2）について、実質的な排出量ゼロを達成している社会。

※ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。（自然再興）

※デジタル技術：現実世界の「ものごと（しごと）」や「できごと」をコンピュータ等で扱える形に置き換える技術の総称。



## 02 計画の位置づけ

本計画は、本町の目指すべき将来像と理念を掲げ、その実現に向けた政策を展開していくための指針となるものであり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

このため、各分野の施策は、本計画で示す方針などに照らし、個別に具体的な計画を立てながら実施することになります。

## 03 計画策定に向けた取組

本計画の策定に当たっては、現在の社会経済の動向やまちづくりの課題などを整理するとともに、町民・企業のみなさんの意見・要望などを伺い、多様な視点や考えを取り入れながら進めていくことが重要になるため、次のとおり計画策定に向けた取組を行いました。

区分	内容
町民アンケート調査	令和4年9月実施 対象：18歳以上の町民2,500人（無作為抽出）
町内企業アンケート調査	令和4年9月実施 対象：町内企業・事業所100社
産業団体等へのヒアリング調査	令和5年2月から3月までの期間で実施 対象：町内13団体
地区懇談会	令和5年8月実施 町内4地区（志津川・戸倉・入谷・歌津）
南三陸町第3次総合計画（素案）に係るパブリックコメント	令和5年10月10日から11月8日まで実施 意見提出：11の個人と団体から23件
南三陸町総合計画審議会	南三陸町総合計画審議会条例に基づく本計画の審議 （令和4年度：1回・令和5年度：6回）
南三陸町総合計画審議会専門委員会議	基本構想・基本計画などの骨子づくり・素案作成 （令和5年度：8回）

## 04 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、計画期間は、令和6年度（2024年）から令和15年度（2033年）までの10年間となります。

なお、本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「南三陸町総合戦略」との整合を図りながら、人口減少への対応と持続可能なまちづくりを推進していきます。

### （1）基本構想

今後10年間の本町のまちづくりの指針となるものであり、まちのあるべき姿や目指す将来像を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱をとりまとめたものです。

### （2）基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、計画期間を前期・後期の各5年間に分けて定め、各分野において取り組んでいく施策の方向性と内容をまとめたものです。

### （3）実施計画

基本計画で定められた施策を具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行財政運営の指針となります。

実施計画は、毎年向こう3年度間を期間として、ローリング方式※で策定し、個別に事業管理を行います。

年度	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年	R11 2029年	R12 2030年	R13 2031年	R14 2032年	R15 2033年
基本構想	[Blue bar spanning R6 to R15]									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画	ローリング方式で計画策定									

※ローリング方式：一定期間の設定にとらわれず、必要に応じて「見直し」をかけていくような計画の進行管理手法の一つ。



ひと

# 第1編

## 本町を取り巻く情勢

### 第1章

本町の概況

### 第2章

経済・社会動向

### 第3章

町民意向

### 第4章

まちづくりの課題



森



里



海



## 01

## 概要

本町は、宮城県北東部に位置し、町の面積は163.40km<sup>2</sup>、東西約18km、南北約18kmで、東は太平洋に面し、三方を標高300～500mの山々に囲まれており、海山が一体となって豊かな自然環境を形成しています。また、沿岸部は、リアス海岸特有の猛々しい風光を有する三陸復興国立公園の一角を形成しています。

本町の年平均気温は、概ね11～12℃となっており、太平洋沿岸に位置することから、海流の影響により夏は涼しく、冬は比較的温暖で雪が少ない地域となっています。

平成17年（2005年）10月1日、志津川町と歌津町が合併して南三陸町が誕生し、令和5年（2023年）10月で合併から18年目を迎えました。

志津川町は、古くから本吉村として本吉郡に属し、明治2年（1869年）、政府が発令した廃藩置県により、本吉郡は桃生県に属し、管轄を変えながら、明治9年（1876年）に宮城県に編入されました。その後、明治28年（1895年）の町制施行により、本吉村が志津川町と改称され、昭和30年（1955年）の大合併において、志津川町、戸倉村及び入谷村が合併して志津川町となりました。

歌津町は、明治3年（1870年）から歌津村として登米県に属していましたが、一関県、水沢県、磐井県へと管轄を変えながら、明治9年（1876年）に宮城県に編入されました。その後、昭和34年（1959年）の町制施行により、歌津町となりました。

本町が属する本吉郡は、平泉（岩手県）の藤原清衡が奥州に強い勢力を持った平安時代、大量の金を産出したため、藤原氏と密接に関係し、平泉黄金文化繁栄を支えた重要な役割を担ってきた歴史があります。

## 02

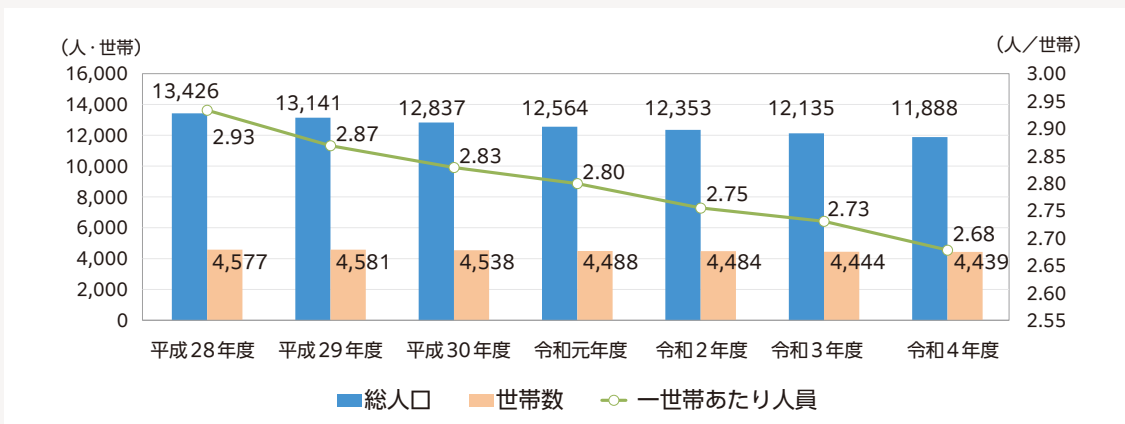
## 人口等

本町の人口は、平成23年（2011年）の震災により大幅に減少した後、近年その減少幅は落ち着いてきましたが、世帯数とともに減少傾向が続いています。

令和4年度（2022年度）末では、年少人口は1,028人（8.6%）、生産年齢人口は6,180人（52.0%）、老年人口は4,680人（39.4%）となっています。

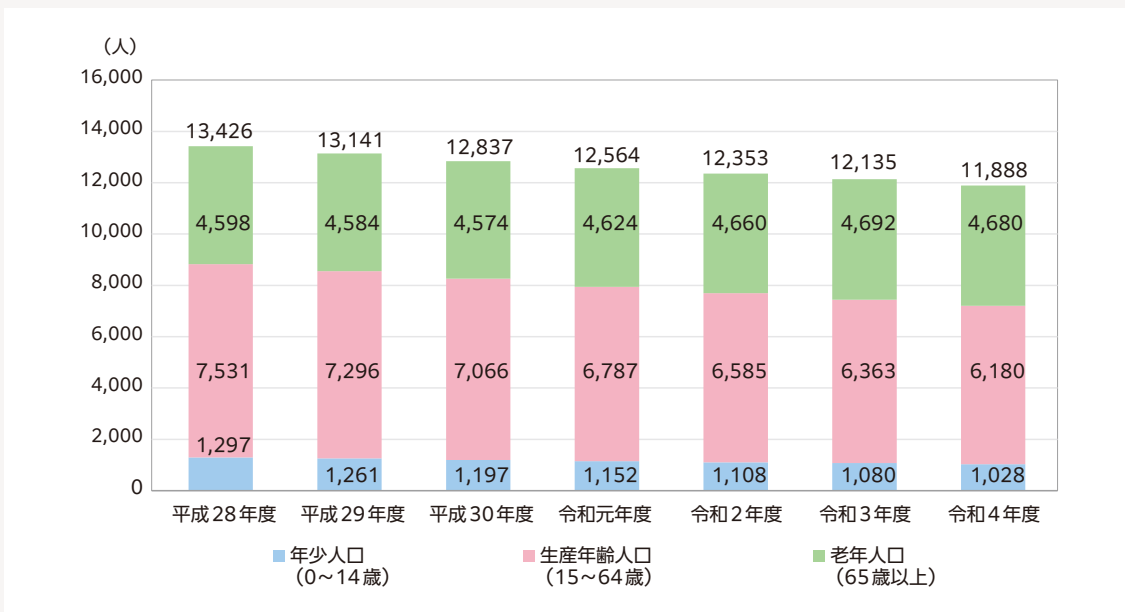
直近7年間の人口動態は、いずれの年も自然減少・社会減少となっています。

### 【人口・世帯数の推移】



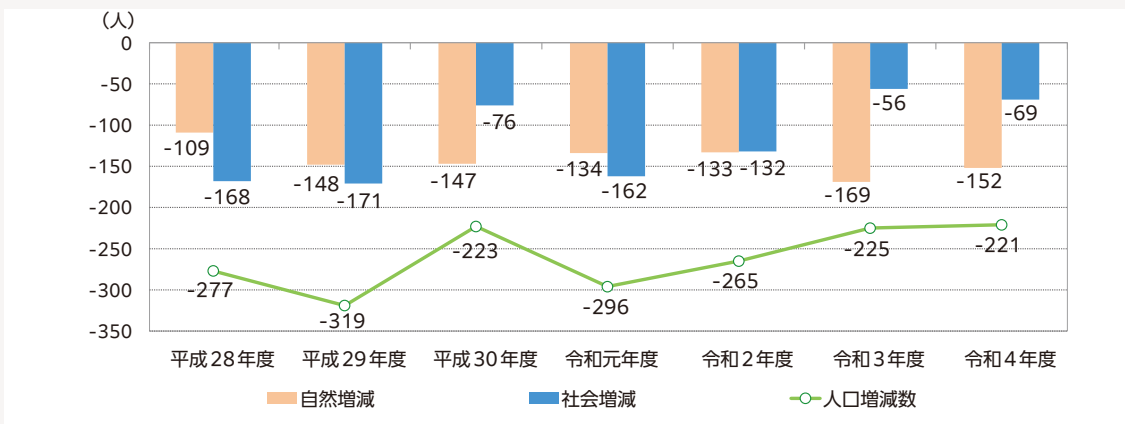
資料：南三陸町住民基本台帳（各年度末）

### 【年齢3区分別人口の推移】



資料：南三陸町住民基本台帳（各年度末）

### 【人口動態】



資料：宮城県推計人口年報（各年10月1日）

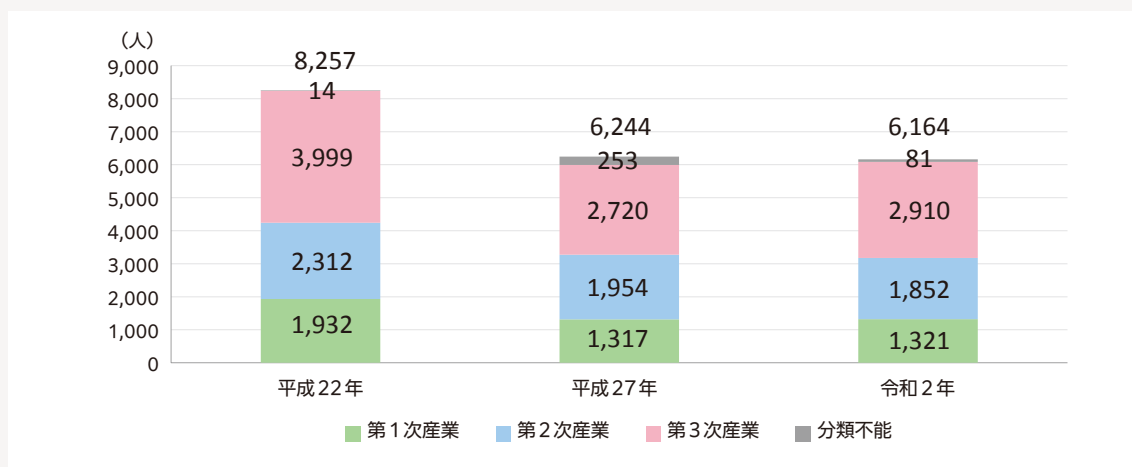
## 03

## 産業

本町の産業分類別就業人口は、震災以降、総数が約2,000人減少し、令和2年(2020年)現在で約6,000人となっています。

産業大分類別は、第3次産業が最も多く令和2年(2020年)で2,910人(47.2%)となっています。

【産業分類別就業者数の推移】



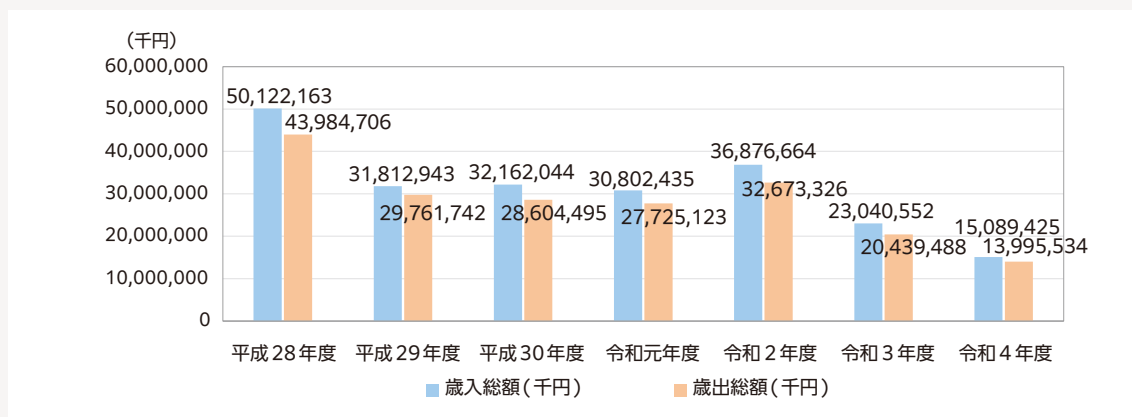
資料：国勢調査(各年10月1日)

## 04

## 財政状況

令和4年度(2022年度)の歳入額は約151億円、歳出額は約140億円となっており、創造的復興を掲げた南三陸町震災復興計画の終期に当たる令和2年度(2020年度)と比較すると大きく減少となっています。

【主要財政指標の状況】



資料：南三陸町決算書



## 01

## 人口減少・少子高齢化のさらなる進行

日本の総人口は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、1億2,614万人となっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計では、日本の総人口はこれから長期の減少期に突入していきます。令和35年（2053年）には総人口が約9,900万人になり、令和47年（2065年）には約8,800万人まで減少すると予想されています。

令和2年（2020年）においては、出生数は大きく減少している一方、高齢化は進行し、令和32年（2050年）には世界主要国でもトップクラスの高齢化率※37.7%となると予測されています。

## 02

## 多分野へのSDGs(持続可能な開発目標)の浸透

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことが宣誓されています。

我が国では、平成28年（2016年）5月、内閣総理大臣を本部長とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、国内外の取組を省庁横断的に総括し、ビジョンと8つの優先課題などを示した「SDGs実施指針」が示されました。

自治体をはじめとして、地域社会の多様な分野においても、SDGsの観点を取り入れた取組の展開が求められるようになっていきます。

※高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## SDGs 17ゴール目標について

(説明文：一般社団法人日本SDGs協会HPより)



**1 貧困をなくそう**  
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



**2 飢餓をゼロに**  
飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



**3 すべての人に健康と福祉を**  
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



**4 質の高い教育をみんなに**  
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



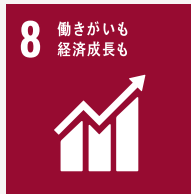
**5 ジェンダー平等を実現しよう**  
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



**6 安全な水とトイレを世界中に**  
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**8 働きがいも経済成長も**  
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



**10 人や国の不平等をなくそう**  
国内および国家間の格差を是正する



**11 住み続けられるまちづくりを**  
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



**12 つくる責任 つかう責任**  
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



**13 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



**14 海の豊かさを守ろう**  
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



**15 陸の豊かさを守ろう**  
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



**16 平和と公正をすべての人に**  
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



**17 パートナーシップで目標を達成しよう**  
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 03 デジタル技術革新の進展

近年、IoT※やAI※、ロボットに代表される「第4次産業革命」と称される技術革新が世界規模で進展しています。

国の「未来投資戦略2018」では、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、人口減少・高齢化をはじめとする様々な社会課題を解決する「Society5.0※」の実現を推進するとしています。

また、国が新しい資本主義の重要な柱の一つとして掲げる「デジタル田園都市国家構想」では、デジタルの力で地方の個性を活かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図り、地方の活性化を加速させていくとしています。

このような国の方針などにも対応しつつ、持続可能なまちづくりを実現していく上でも、あらゆる分野でデータとデジタル技術を活用して生活全般のあり方を変革するDX（デジタルトランスフォーメーション※）の推進が求められています。

## 04 脱炭素社会（カーボンニュートラル）への要請

昨今の地球温暖化による気温上昇や、気候変動、気象災害などが世界的な問題となっており、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済・社会をつくるためにも、脱炭素社会の実現を目指すことが求められています。

我が国では、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル※）」を表明しており、この実現に向けて、政府はGX（グリーントランスフォーメーション※）など、これまでのビジネスモデルや戦略を根本的に変えていく必要があると呼びかけており、自治体や民間企業にもその対応が求められています。

※IoT：Internet of Thingsの略。あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術の総称。

※AI：Artificial Intelligenceの略。人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術のこと。

※Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合により経済発展と社会的課題の解決を両立するような人間中心社会の概念。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続き、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※DX：Digital Transformationの略。企業や行政機関等がデジタル技術を活用し、業務、組織、プロセス、文化・風土を変革し、新たなデジタル時代にも十分に勝ち残れるよう自組織の競争力を高めていくこと。

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を国全体として「ゼロ」とすること。

※GX：Green Transformationの略。地球温暖化による気候変動や異常気象への対応、解決のための国際的な取組のこと。



05

## 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化

令和元年度末（2019年度末）に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界中に感染者が拡大し、法律上の5類感染症に移行となった令和5年（2023年）5月までの間、様々な場面での行動制限や新しい生活様式の実践など、社会経済活動や日常生活をはじめ多方面に大きな影響を与えました。

この間、テレワーク※などの働き方の見直しや、地方移住の機運の高まりなど、人々の生活に関する志向性や様式に大きな変化が生じました。

このような新しい生活様式やライフスタイル※の変化に対応した、多様な働き方や暮らしへの支援に加え、影響の大きかった産業への振興策などが求められています。

06

## 生物多様性への要請

令和3年（2021年）6月のG7サミットにおいて、2030年自然協約で「令和12年（2030年）までに生物多様性の損失を止め、反転させる」という世界的な使命が確認され、令和4年（2022年）12月の生物多様性条約COP15において「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」では、2050年ビジョンとして「自然と共生する世界」を掲げ、2030年ミッションとして「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」ことが採択されました。

これに先立ち、国では、生物多様性国家戦略の見直しの検討を進めてきており、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

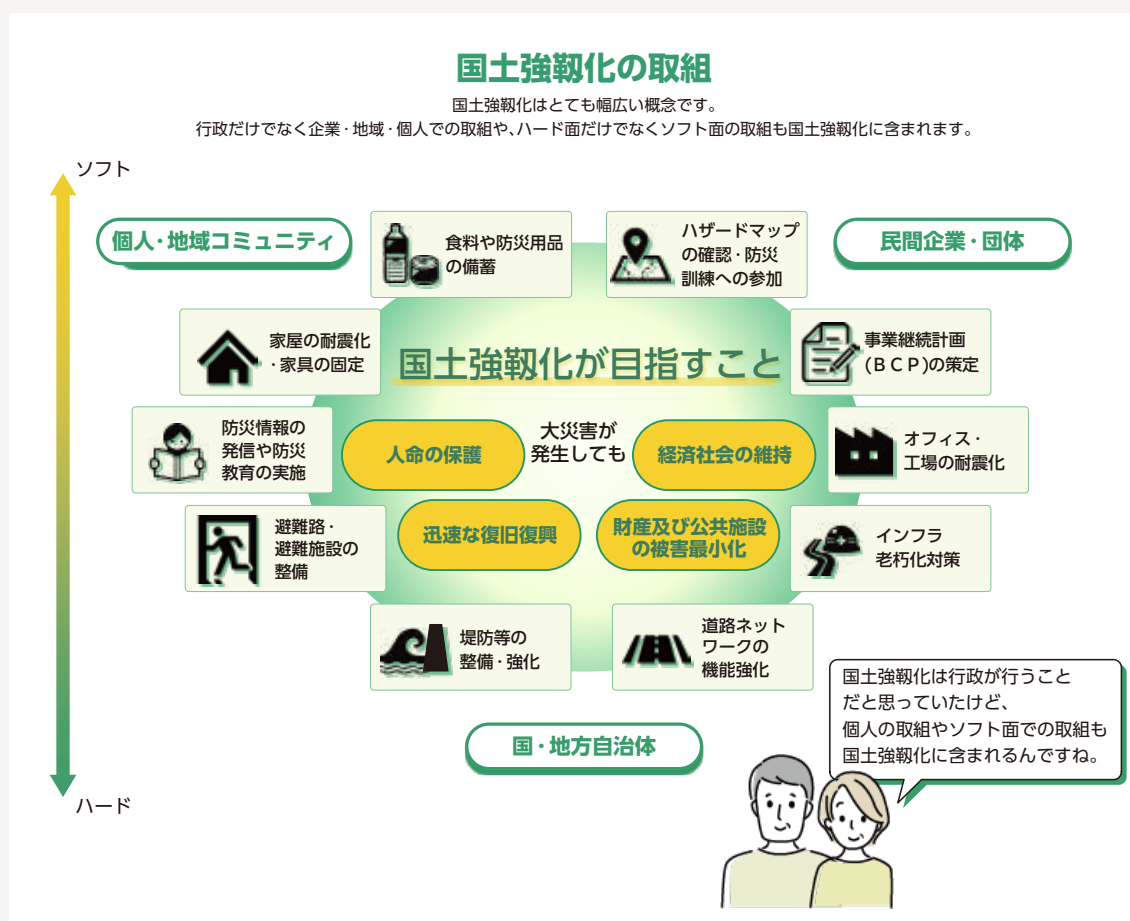
※テレワーク：情報通信技術の活用による、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の一つ。

※ライフスタイル：生活の様式、仕方のこと。個人の人生観、価値観、習慣といった「生き方」のこと。

## 07 多様化する「災害リスク」への対応

震災をはじめとした地震・津波災害、昨今の異常気象による台風が多発や頻発する豪雨など、我が国はこれまで様々な大規模自然災害を経験してきましたが、こうした自然災害の激甚化・頻発化によって、災害リスクは増大していきばかりです。

災害に対する事前の備えとして、最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、経済・社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土を形成するための「国土強靱化」が求められています。



資料：内閣官房 国土強靱化推進室

本計画を策定するに当たり、町民及び町内企業を対象として、まちづくりへの意見を伺うためのアンケート調査を実施しました。

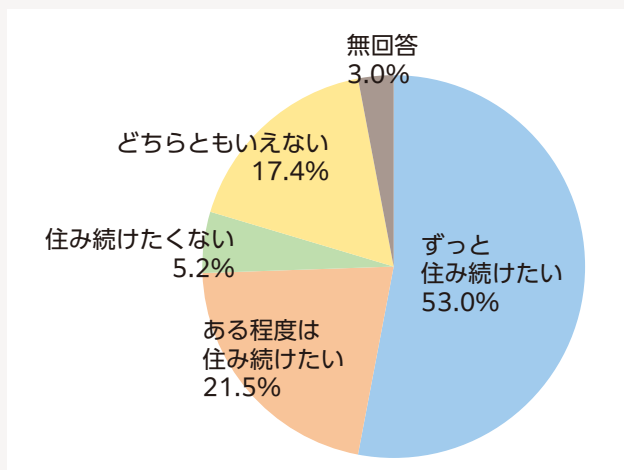
## 01 町民アンケート調査

### (1) 調査概要

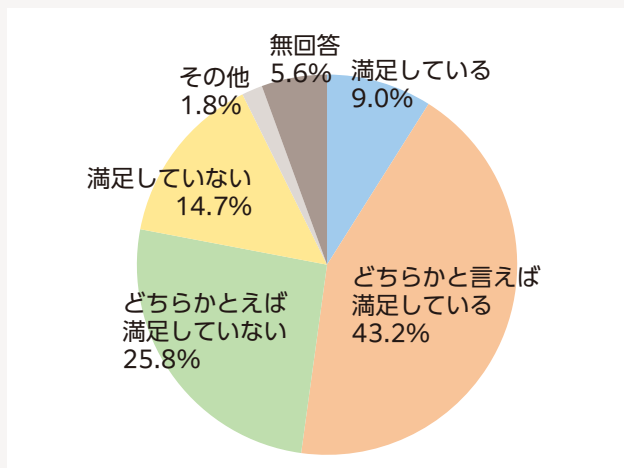
- ・実施時期 令和4年9月
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査対象 2,500人（南三陸町在住の18歳以上の町民から無作為抽出）
- ・回収数 736人
- ・回収率 29.4%

### (2) 調査結果

#### 【定住意向】

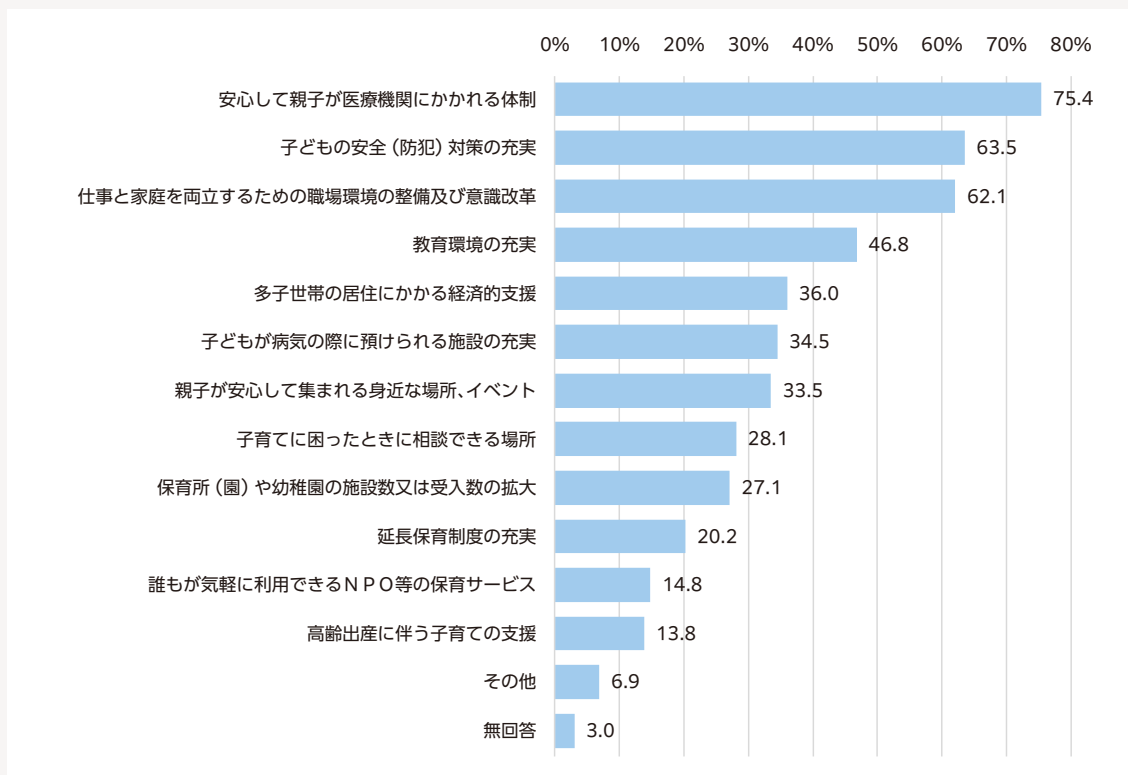


#### 【生活環境に対する満足度】

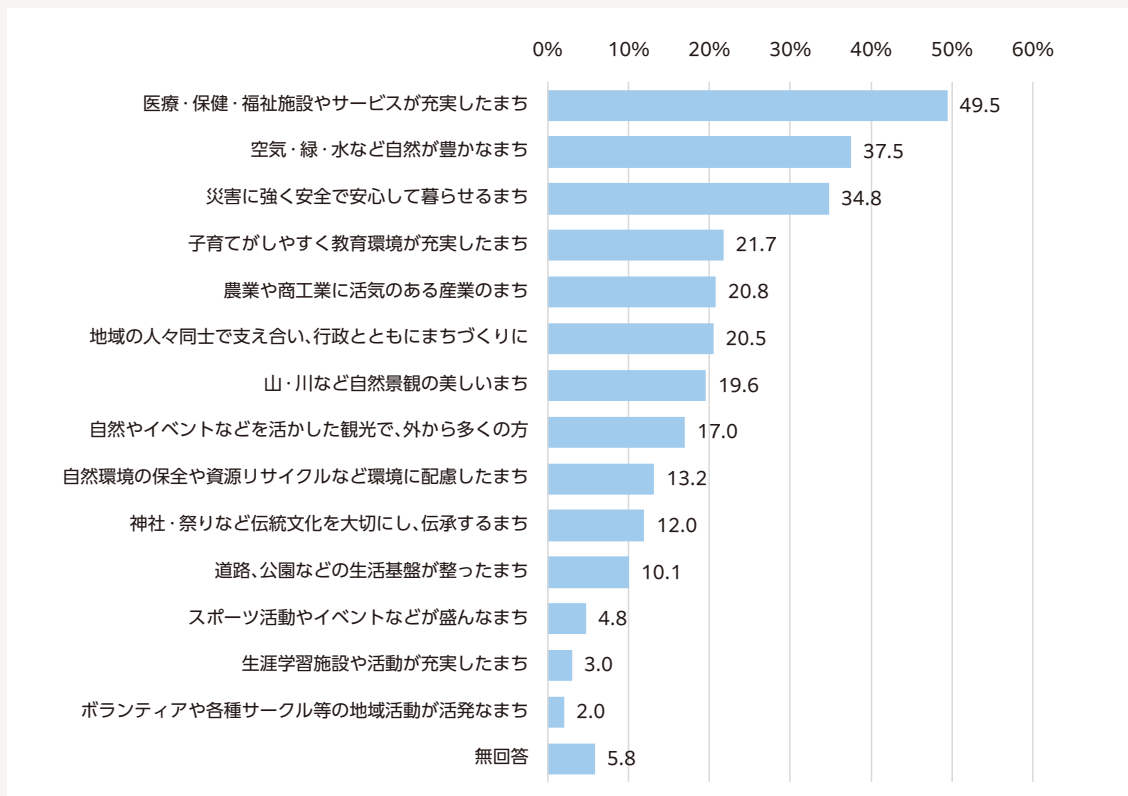




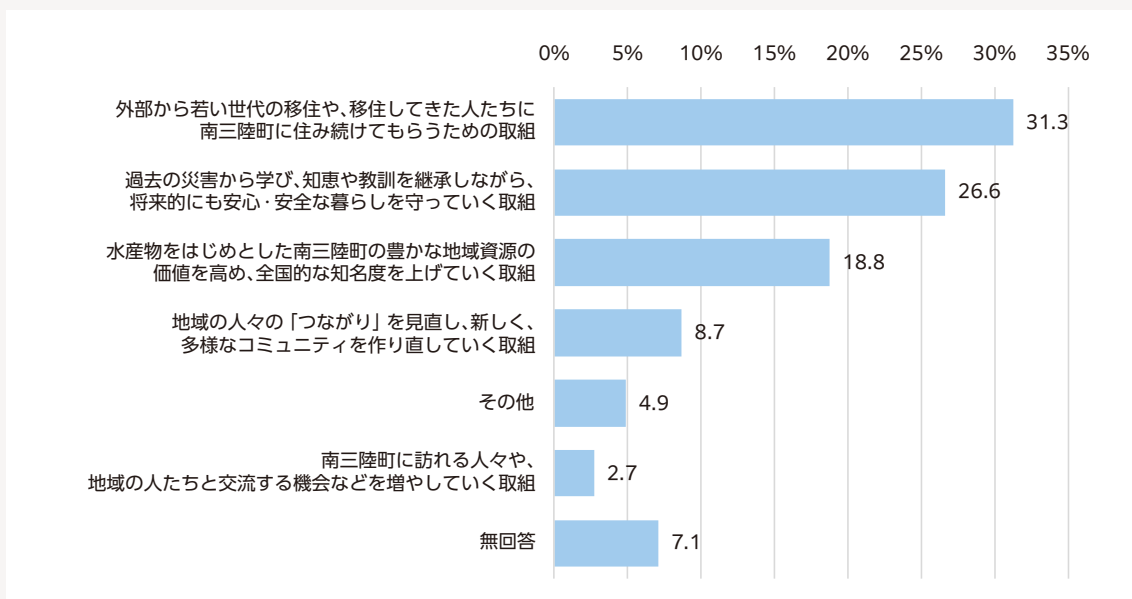
### 【子育てをする上で重要となるもの（同居家族に子どもがいる方）〈複数回答〉】



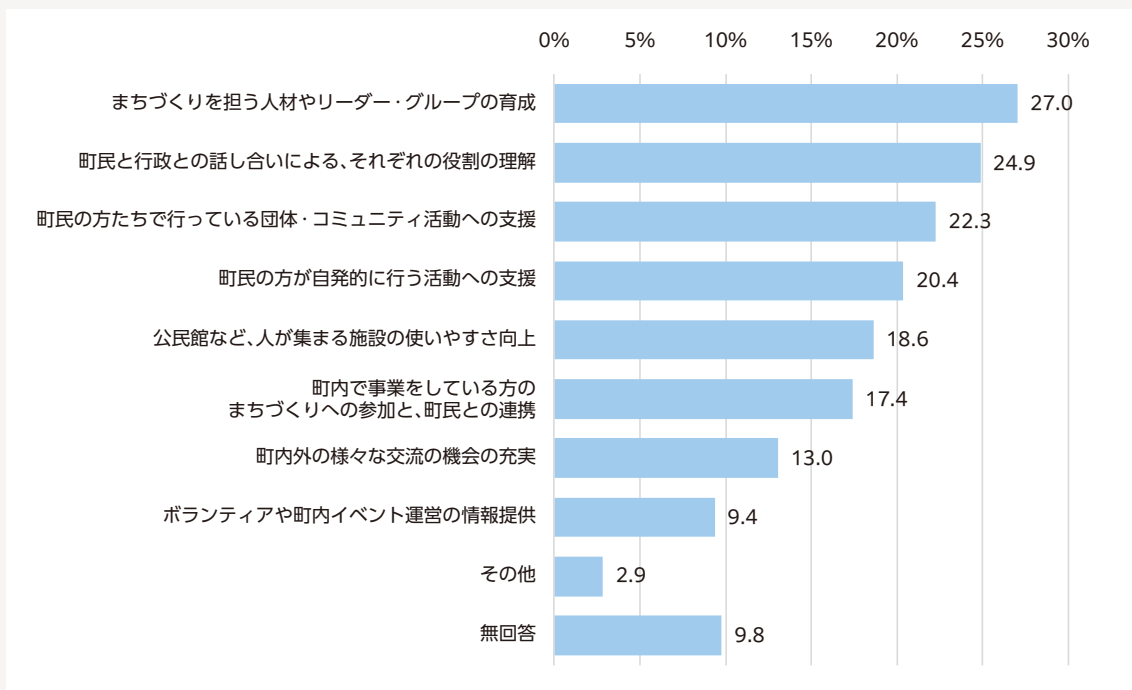
### 【10年後の南三陸町はどのようなまちになっていたらよいと思うか〈複数回答〉】



【南三陸町が今後も存続していくために重点的に取り組むべきこと〈複数回答〉】



【町民と行政の協力のために重要と思うこと〈複数回答〉】



02

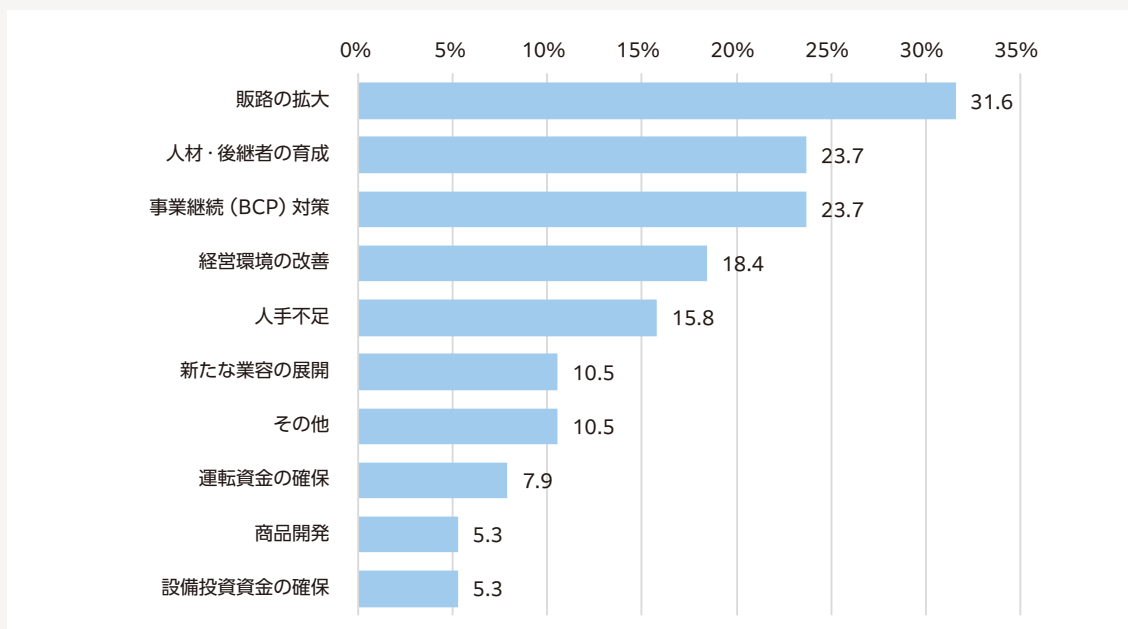
## 町内企業アンケート調査

### (1) 調査概要

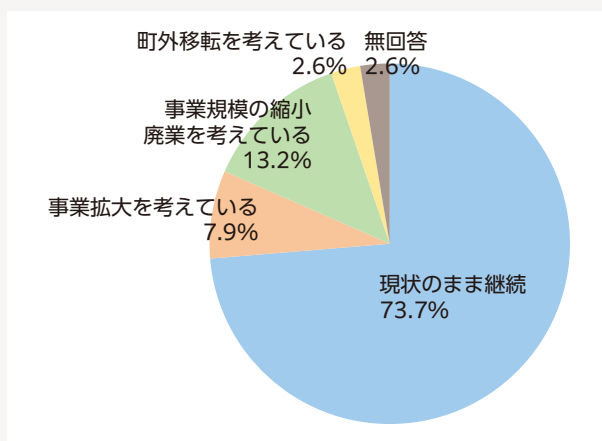
- ・実施時期 令和4年9月
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査対象 南三陸町内に立地する企業・事業所100箇所
- ・回収数 38票
- ・回収率 38.0%

### (2) 調査結果

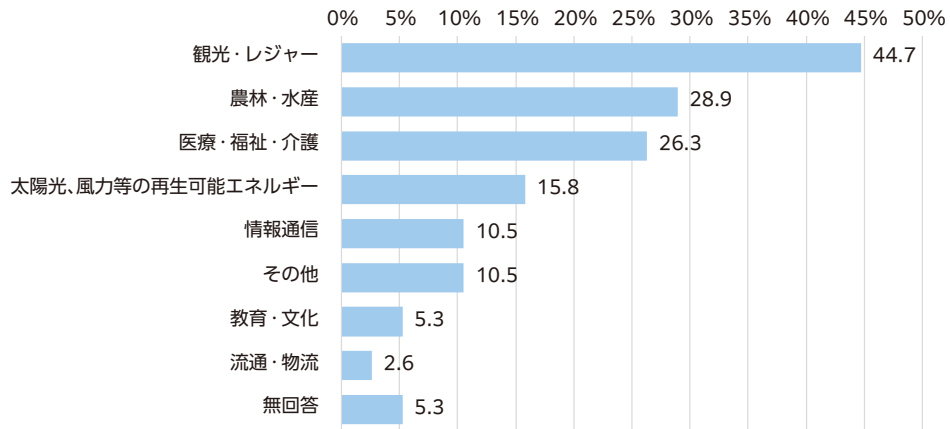
【経営上の問題点〈複数回答〉】



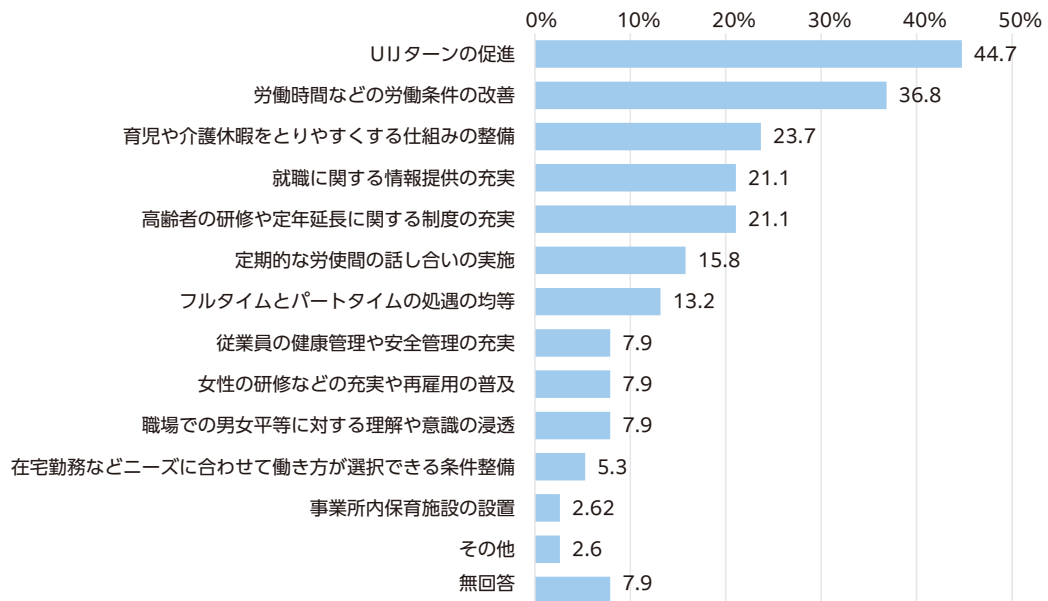
【事業継続の方向性】



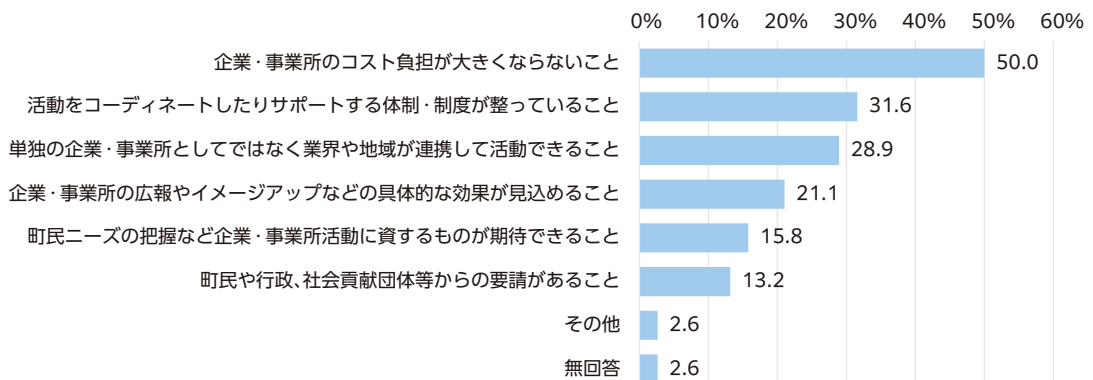
【今後（5～10年程度）の南三陸町における成長産業について〈複数回答〉】



【誰もが働きやすい環境確保のために重要なこと〈複数回答〉】



【協働によるまちづくりに参画するために必要なこと〈複数回答〉】





## 01

## 新たなステージのまちづくりを けん引する産業の振興

本町の産業は、人口減少に伴う後継者・担い手不足の問題、国内外における市場動向の変動の影響などを大きく受けています。今後は、新たな技術導入や異業種連携による商品開発とブランド化、各種認証に基づく取組を推進し、経営基盤を強化しながら他産地との差別化による競争力の強化を進める必要があります。

また、雇用の確保や地域経済の再生に向け、本町の特性に合った企業誘致の推進に加えて、産業構造や働き方の変化に対応した地域産業を構築していくことも重要になります。

観光業については、従来の個人旅行や教育旅行などに加えて、これまでに生まれた町外の人々との繋がりを踏まえた関係人口も取り入れながら、新しい観光交流のあり方の検討や受入体制を整えていく必要があります。

## 02

## 子育て支援・教育環境の充実

本町の15歳未満の子どもの数は年々減少し、令和4年度末(2022年度末)には1,028人、総人口に占める割合は8.6%となり、少子化が進んでいます。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で見守り、その保護者も家庭と仕事のバランスをとりながら充実した生活を送れるよう、子育て世帯のニーズに対応しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援に取り組む必要があります。

また、少子化などの影響により、児童・生徒数の減少が進む中で、豊かな人間性や社会性の育成に向けて、キャリア教育※の実践やふるさとへの愛着・誇りを高める教育活動、各種活動を通じた心と体の健康づくりなどについて、引き続き地域連携のもと、推進することが求められます。

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

## 03

## 町民の暮らしを支える生活環境の充実

町民アンケートの結果では、10年後のまちは「医療・保健・福祉施設やサービスが充実したまち」を望むとの回答が最も多く、町民の健康に対する不安や関心は高い状況にあります。

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、周辺自治体との連携も含めて、地域に密着したきめ細やかな医療体制の充実を進めるとともに、地域包括ケア※を核とした「健康づくり」や「介護予防」に引き続き取り組む必要があります。

また、地域公共交通については、学生や高齢者などの交通弱者の移動時の利便性を高めるため、町民のニーズや地域事情に応じた見直し・充実が求められます。

## 04

## 安全・安心な地域社会づくりへの対応

近年、全国各地で大規模な地震や台風・集中豪雨による風水害が多発するなど、自然災害は年々頻発化・激甚化しています。

こうした多様化する自然災害から町民の命と財産を守るために、国・県、防災関係機関と連携した防災・減災の取組を継続し、発展させていくことが重要になります。

また、交通安全・防犯面では、子どもたちの通学路などの交通安全対策を引き続き実施するとともに、地域ぐるみでの防犯体制を強化し、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

震災の発災から、令和6年（2024年）3月で13年が経過し、新たな暮らしや生活を通じた地域コミュニティの活性化が求められており、先人の英知に学び、結いの精神や人と人との繋がりを大切にしたいコミュニティ形成に向けて取り組むことが大切です。また、少子高齢化の進展に伴い、今後も高齢世帯や独居高齢者などの方々を地域で見守り・支え合い、社会参加を促す取組が重要になります。

※地域包括ケア：医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方のこと。

## 05

## 持続可能な地域づくりに向けて、 新たな社会動向への対応

社会のあらゆる領域でSDGsの視点を取り入れることや、デジタル化によるモノやサービス、生活様式の変容、脱炭素化に向けた取組などの変革が進んでいます。

こうした時代的・社会的な要請にしっかりと対応しながら、未来に向けた持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

また、世界的にネイチャーポジティブをはじめとする環境共生の動きが活発化する中で、古くから自然と共生してきた本町の人々が、先導的に変革を受け入れながら持続可能性を高めていくとともに、環境に配慮する新しい技術導入などにより、環境負荷の少ない地域づくりが求められます。









ひと

## 第2編 基本構想

### 第1章

まちの将来像とまちづくりの理念

### 第2章

人口・経済等の見通しと目標

### 第3章

リーディングプロジェクト

### 第4章

施策の大綱



森



里



海



## 01 まちの将来像

前計画となる南三陸町第2次総合計画では、人口減少や少子高齢化社会の中においても、町民それぞれが地域の一員としての責任感を持つとともに、この自然豊かで命がめぐる南三陸町の地で、生きがいを持ち暮らし続けることを目指して「森里海ひといのちめぐるまち 南三陸」を将来像に設定しました。

この将来像に込められた「言葉」や「想い」は、この町で暮らし、働き、学ぶ全ての人々が共有する、変わることなくかけがえのない宝を表現したものです。

本計画では、「人」と「自然」をまちづくりの主軸に据え、自然豊かなこの町で、町民一人ひとりがまちづくりの主演となり、これまで以上に人と人との繋がりを大切にし、助け合いながら、心豊かに愛着を持って暮らし続けられることを目指して、人の繋がり・自然との共生を大切にするまちづくりを推進していきます。

このことから、新しいまちの将来像については、第2次総合計画の考え方を踏襲することとし、「人と自然」を大切にしたい持続可能なまちづくりを目指すビジョンとして、次のとおり定めます。

### 南三陸町第3次総合計画（2024年～2033年） 将来像

## ひと 森里海 いのちめぐるまち 南三陸

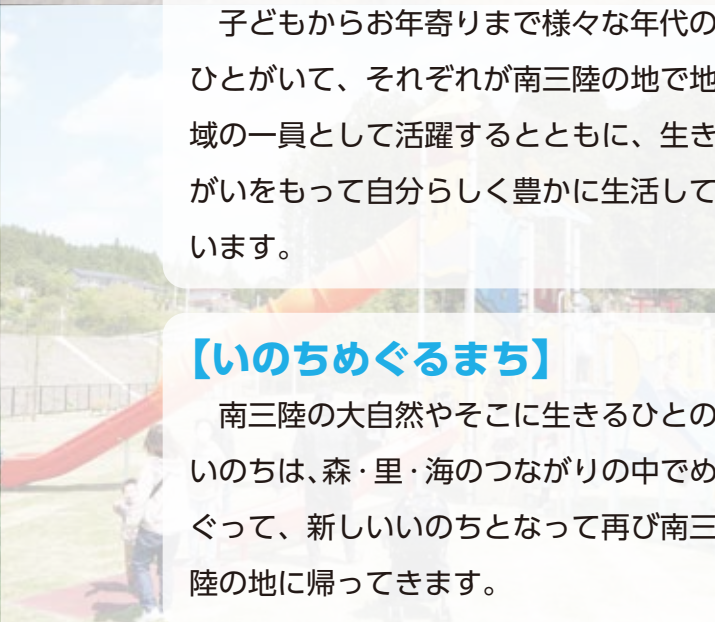






### 【ひと】

子どもからお年寄りまで様々な年代のひとがいて、それぞれが南三陸の地で地域の一員として活躍するとともに、生きがいをもって自分らしく豊かに生活しています。



### 【いのちめぐるまち】

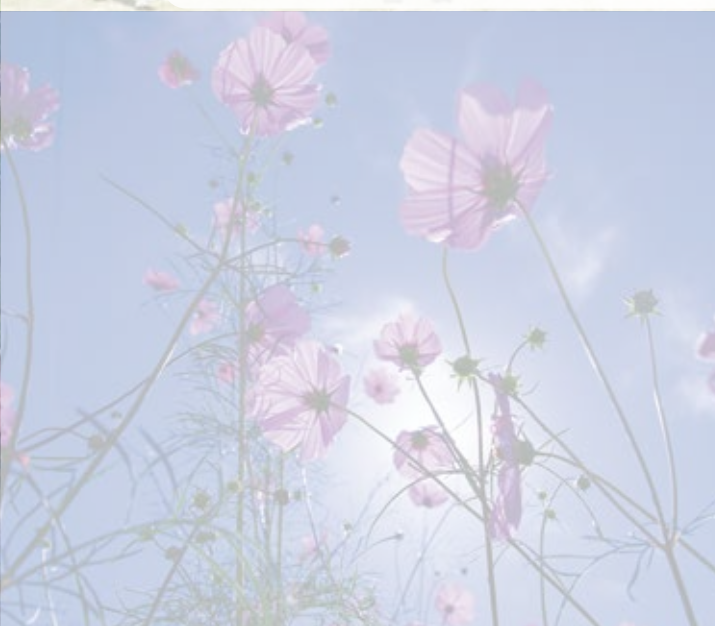
南三陸の大自然やそこに生きるひとのいのちは、森・里・海のつながりの中でめぐって、新しいいのちとなって再び南三陸の地に帰ってきます。



### 【森里海】

分水嶺に囲まれた本町は、森林から湧き出た水が川を通り、志津川湾に続いています。その流れの中に人々が生きる里があり、南三陸の人々の営みは森・里・海のつながりそのものです。

南三陸町というまちがこれからも将来にわたって持続し、人々がなりわいと賑わいの中で豊かに生活していくためには、そうした大自然への尊敬の念を、全ての町民が共通意識として持っていることが前提となります。



## 02

## まちづくりの理念

## 人の繋がりを大切にするまちづくり

地域を支える基本的な原動力は、これまでもそしてこれからも地域に関わる人々であることに変わりはありません。

震災後、町民の暮らしにも大きな変化が生じた本町では、これからのまちづくりの新しいステージにおいて、復興の過程を通じて生まれた町内外の人々との繋がり、そして、人の繋がりの基本であるお互い様・お陰様の精神を大切にしながら、先人達がそうであったように、地域ぐるみで子どもを育て見守り、多様な人々が尊重しあい、助け合いながら、共に暮らしていけることをまちづくりの基本に据えます。

## 自然の恵みを大切にするまちづくり

本町は、森里海の多様な自然に恵まれ、古くからその自然との関わり、自然と共生する中で人々の暮らしが営まれてきました。

近年、本町の森里海の豊かな自然が多様な視点から世界的にも認められ、郷土の魅力を高めるかけがえのない資源として認識されています。

この豊かで貴重な自然を未来に向けて大切に守り・活かし、その恵みを享受しながら、自然と人が共生する中で地域の魅力が増幅していくような、本町ならではの持続可能な暮らしと地域づくりを進めます。



## まちの将来像

ひと 森 里 海 いのちめぐるまち 南三陸

## まちづくりの理念

人の繋がりを大切にするまちづくり  
自然の恵みを大切にするまちづくり

## まちの将来像・まちづくりの理念を実現するため

### リーディングプロジェクト（横断的・重点的な取組）

- LP 1 未来を担う世代の暮らしの充実
- LP 2 多様なコミュニティの構築・発展
- LP 3 行きたくなる・集うまちづくり
- LP 4 地域資源の有効活用
- LP 5 持続可能なまちづくり

### 基本政策（まちづくりの柱）

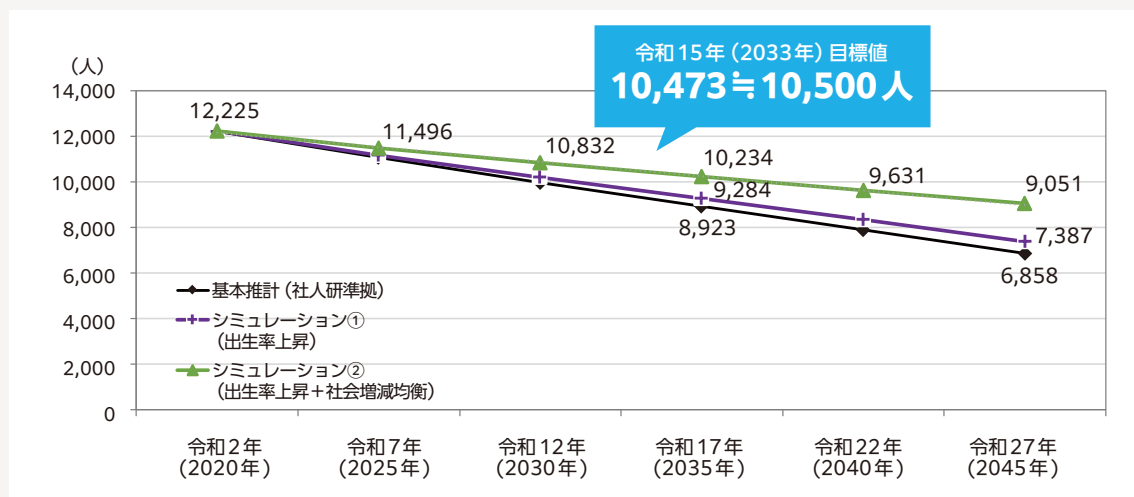
- 1 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり 【産業・経済】
- 2 心豊かな人と文化を育むまちづくり 【教育・文化】
- 3 健康で楽しく暮らせるまちづくり 【健康・福祉・子育て】
- 4 安全・安心なまちづくり 【環境・暮らし・防災】
- 5 協働のまちづくりと持続可能な行財政運営 【連携・協働】

## 01 将来人口

本町の総人口は、平成28年(2016年)から令和4年(2022年)にかけて1,538人の減少となっていますが、社人研の推計方法に準拠した本町の独自推計によれば、人口減少の勢いは今後ますます加速化が進み、令和27年(2045年)には6,858人にまで減少すると見込まれます。

しかしながら、本町では、人口減少社会の中にあっても、活力のある持続可能なまちとしていくため、南三陸町総合戦略との整合性を図りながらUIJターン※や移住定住を推進し、人口減少の勢いを緩和させることで、**令和15年(2033年)の目標人口を10,500人**と設定します。

【将来人口の推計】

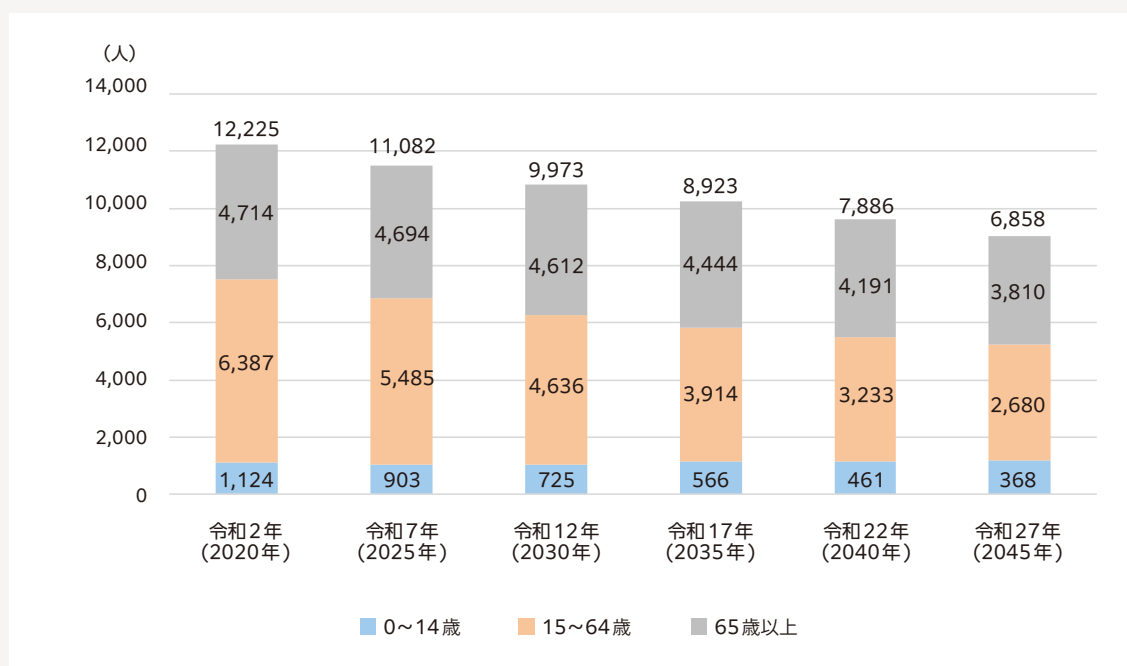


区分(単位=人)	R2 2020年	R7 2025年	R12 2030年	R17 2035年	R22 2040年	R27 2045年
基本推計 (社人研準拠)	12,225	11,082	9,973	8,923	7,886	6,858
シミュレーション① (出生率上昇)	12,225	11,187	10,200	9,284	8,356	7,387
シミュレーション② (出生率上昇+社会増減均衡)	12,225	11,496	10,832	10,234	9,631	9,051

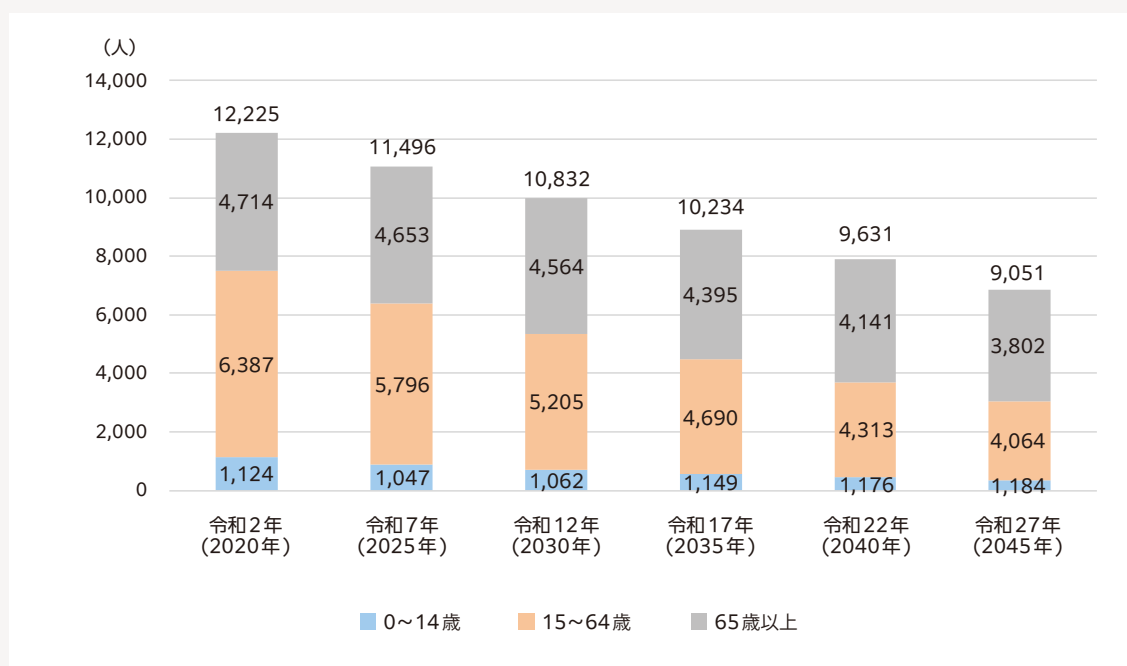
推計区分	概要
基本推計(社人研準拠)	令和2年国勢調査結果を基準とした社人研の推計方法に準拠
シミュレーション①	合計特殊出生率を国の目標水準である2035年に2.1まで上昇すると仮定した場合
シミュレーション②	シミュレーション①で設定した出生率の上昇と合わせて、転出・転入が均衡して増減0「ゼロ」と仮定した場合

※UIJターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態のこと。

【将来人口の年齢別構成（社人研準拠）】



【将来人口の年齢別構成（シミュレーション②）】



※前ページのグラフ数値は自動計算で四捨五入処理されているため年齢構成の数値の合計が各合計値と合わない場合があります。

## 02

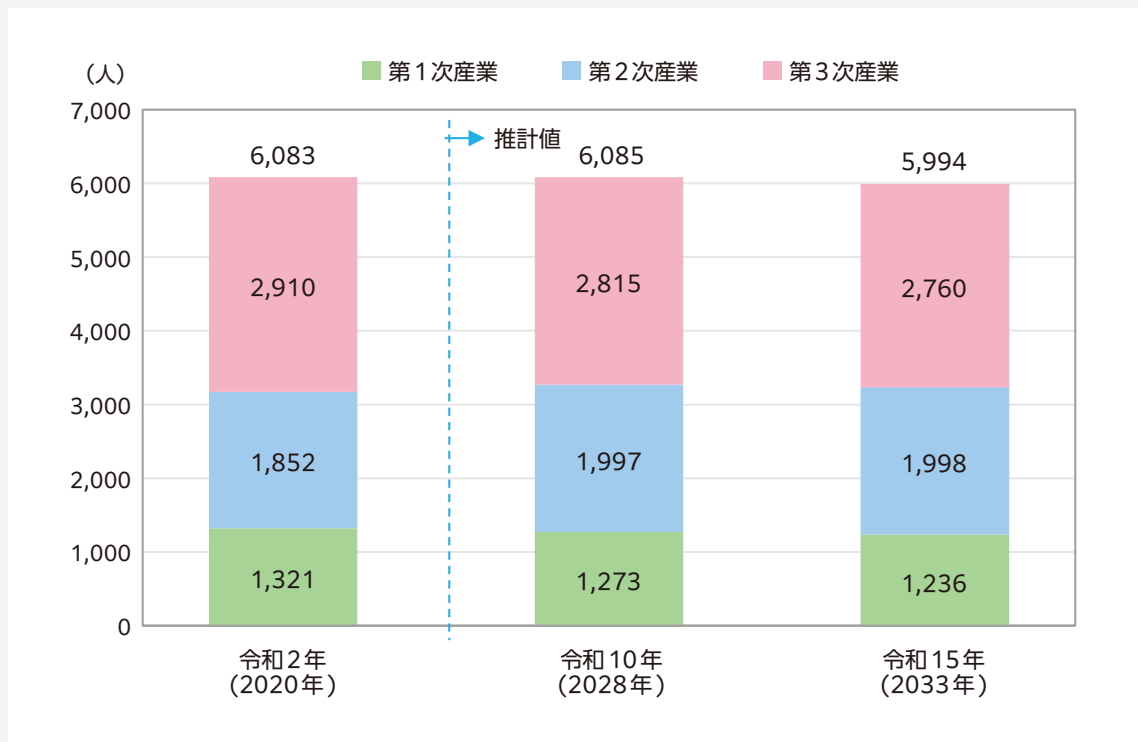
## 産業経済

## (1) 就業人口

本町の産業分類別就業人口は、令和2年(2020年)現在で約6,000人となっており、産業大分類別には、第3次産業が最も多く令和2年(2020年)で2,910人(47.8%)となっています。

この産業分類別就業人口について、過去の推移と前項で示した町の「将来人口」を前提とした第3次総合計画の期間における値を推計により求めると、令和15年(2033年)では、**第1次産業人口1,236人、第2次産業人口1,998人、第3次産業人口2,760人**と見込まれます。

【産業分類別就業人口の推計】



資料：令和2年は国勢調査(10月1日)  
分類不能は除く。

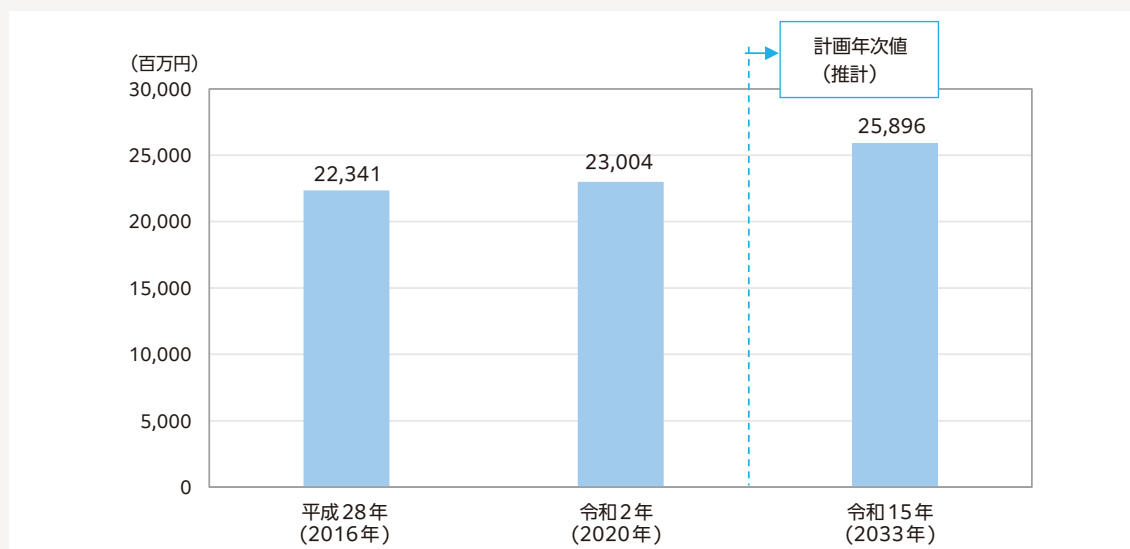


## (2) 産業規模

町の将来の産業規模について、生産額などとしては比較的シェアの高い「製造品出荷額等」と「商業（卸売業・小売業）年間販売額」を見てみると、令和2年（2020年）時点の製造品出荷額等が23,004百万円（工業統計調査）、平成26年（2014年）時点の商業（卸売業・小売業）年間販売額が13,507百万円（商業統計調査）となっています。

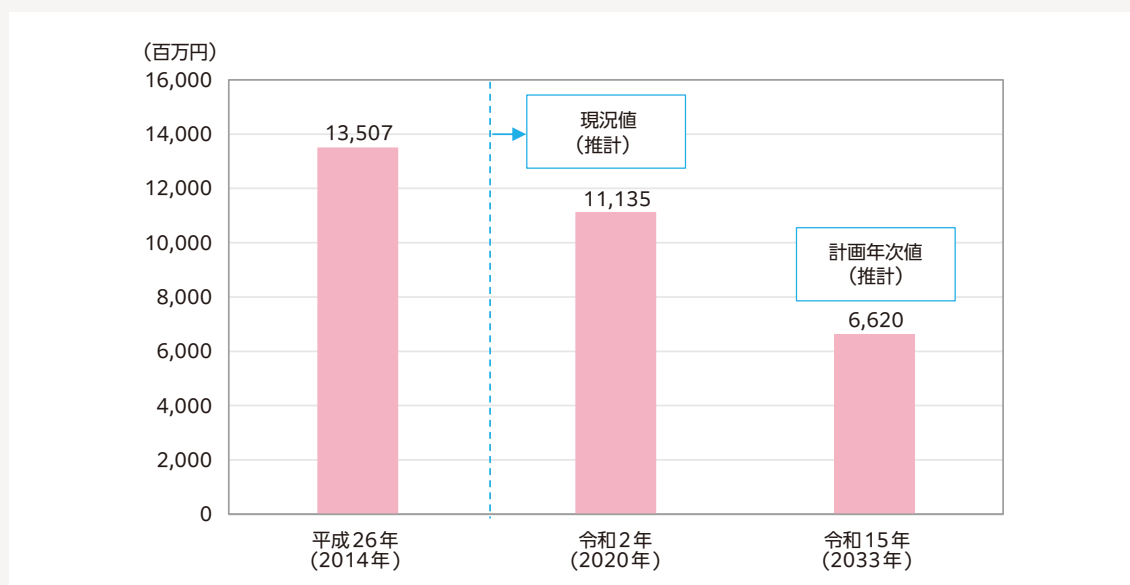
過去の推移を基にして第3次総合計画の期間における値を推計により求めると、令和15年（2033年）では、**製造品出荷額等はおおよそ26,000百万円、商業（卸売業・小売業）年間販売額はおおよそ6,600百万円**と見込まれます。

【製造品出荷額等の推計】



資料：平成28年は工業統計調査・令和2年は経済センサス活動調査

【商業（卸売業・小売業）年間販売額の推計】



資料：平成26年は商業統計調査

本町が目指すまちの将来像「ひと 森里海 いのちめぐるまち 南三陸」を実現するために、まちづくりの理念や課題などを踏まえ、重点的かつ横断的な施策として、次の5つのプロジェクトを設定します。

このプロジェクトは、南三陸町総合戦略などの各種計画と連動性を確保し、実施計画の各事業を組み合わせながら実施します。

### LP1 | 未来を担う世代の暮らしの充実

#### 【基本的な考え方】

少子高齢化や人口減少が進展する中であっても、バランスの取れた人口構成が維持でき、持続可能な地域社会を次世代に繋げていくため、若い世代や子育て家庭を支援し、仕事・暮らし・子育て環境の充実に取り組みます。

#### 【主な事業】

就業の確保、子育て・教育の充実、UIJターンの促進

### LP2 | 多様なコミュニティの構築・発展

#### 【基本的な考え方】

地域での支え合いとコミュニティの充実・醸成、町民同士の交流など、人と人との繋がりを大切にされた地域づくり活動に取り組みます。

#### 【主な事業】

高齢者の活躍の場づくり、生涯学習・スポーツの推進

### LP3 | 行きたくなる・集うまちづくり

#### 【基本的な考え方】

自然環境や防災教育といった学びのフィールドや、森里海の地域資源、活力ある商店街など、魅力と観光資源が多い本町の特性を最大限に活かしたまちづくりに取り組みます。

#### 【主な事業】

観光振興、交流人口・関係人口の拡大

## LP4 | 地域資源の有効活用

### 【基本的な考え方】

「自然と共に生きる」を次世代に繋げていくため、本町の豊かな自然と地域資源を守り育て、最大限に活かしながら、付加価値や魅力を創出し、これらと共生するまちづくりをより一層推し進めていきます。また、本町の文化・歴史、震災の記憶と伝承を後世に繋いでいくため、情報発信や人材育成等の体制づくりなどに取り組みます。

### 【主な事業】

森林・海洋資源の保全と活用、ネイチャーポジティブの実現、文化・歴史の継承、震災伝承・防災教育体制の充実

## LP5 | 持続可能なまちづくり

### 【基本的な考え方】

持続可能なまちづくりの実現に向けて、「人づくり×まちづくり」の両輪で未来への歩みを創造していくため、これからのまちづくりを担う人材育成や新たな地域産業の育成、多文化共生を推進するとともに、脱炭素社会や循環型地域社会づくりなどに取り組みます。

### 【主な事業】

官民のDX推進、人材育成（ひとづくり）、多文化共生社会の拡大、脱炭素地域づくり、資源の循環利用の促進



## 基本政策（まちづくりの柱）

本計画に掲げる「まちの将来像」及び「まちづくりの理念」の実現を目指していくため、まちづくりの柱となる基本政策を以下のとおり設定します。

### I 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり【産業・経済】

本町の豊かな自然を守りながら次世代に繋げていく産業の振興をさらに発展させ、新たな魅力と活力を生み出し、地域の産業・経済の持続的な成長を目指します。

また、農林水産業や商工業の担い手の確保、雇用・起業の支援、交流・関係人口の拡大などに取り組み、生業・賑わい・交流づくりを推進していきます。

### II 心豊かな人と文化を育むまちづくり【教育・文化】

将来を担う子どもたちが、知・徳・体の調和がとれ、確かな学力と自立する力を育成していくため、南三陸町教育振興基本計画に掲げる取組を着実に実施し、更なる志教育の推進を図ります。また、町民一人ひとりの人生を豊かにする生涯学習活動の充実や地域の伝統・文化などの継承と発展に取り組みます。

### III 健康で楽しく暮らせるまちづくり【健康・福祉・子育て】

子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して楽しく暮らすことができるよう、子育て・医療・保健福祉の分野について、各種サービスの充実や提供体制の拡充などに取り組み、町民一人ひとりの暮らしの充実を目指します。

### IV 安全・安心なまちづくり【環境・暮らし・防災】

震災の経験・教訓を生かしながら、官民連携による地域防災力の向上や体制整備、地域の防災リーダーの育成などを図ります。また、地域社会全体で交通安全や防犯対策に取り組みとともに、生活環境や交通網についても見直し・改善を行い、安全・安心なまちづくりを目指します。

### V 協働のまちづくりと持続可能な行財政運営【連携・協働】

本町における震災復興事業が完遂し、これからは持続可能な地域づくりに向けたソフト事業が中心となります。今後の新たなまちづくりには、身の丈に合った行財政運営に加えて、町民の知恵と力が生きる参画と協働が求められることから、その実現に向けて、人づくりから始まるまちづくりを目指します。





ひと

## 第3編 基本計画

### 基本政策Ⅰ【産業・経済】

産業振興と新たな活力を  
生み出すまちづくり

### 基本政策Ⅱ【教育・文化】

心豊かな人と文化を育むまちづくり

### 基本政策Ⅲ【健康・福祉・子育て】

健康で楽しく暮らせるまちづくり

### 基本政策Ⅳ【環境・暮らし・防災】

安全・安心なまちづくり

### 基本政策Ⅴ【連携・協働】

協働のまちづくりと  
持続可能な行財政運営



森



里



海



## 01

## 農林業の振興

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

担い手の確保対策や農地の保全と活用を図りながら、消費者ニーズに合った資源循環型農業経営の維持・改善を行い、地元農産物の消費拡大を図るとともに、南三陸杉のブランド化などを通じた森林資源の活用により、農林業経営の安定化と所得確保、地域循環型社会の形成を図ります。

## 基本事業

## 01 農地の保全と活用

農地の荒廃を防ぐため、農産品目の適地作付けや地域ぐるみによる農地の保全活動などを進めるとともに、農業者や農業委員等関係者との連携を強化しながら、農用地の流動化と集積、農地の高度利用を推進します。

また、農地中間管理事業の推進に加え、耕作放棄地の解消や農作物被害などの軽減を図るため、必要な対策に取り組みます。

## 02 農業経営の維持・改善と担い手の確保

魅力ある園芸特産物の産地形成と安全・安心で信頼性の高い園芸特産物の供給体制の整備、安定的な生産量の確保に取り組みます。また、この土地の農業に関心を持ち、新たに農業経営に取り組もうとする新規就農者などを育成・確保していくため、関係機関などが連携し、就農相談から就農、経営定着の段階までのきめ細やかな支援を推進します。

さらに、農業者の所得向上を目指し、高収益作物の導入や地場産農産物の販路開拓を図り、農産物のマーケティング対策を推進します。

### 03 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

安全・安心志向の消費者ニーズの高まりに対応し、資源循環型農業を進めることで、化学肥料の低減化を図るなど、環境にやさしい農業への取組を促進するとともに、農業用廃プラスチック類の適正処理を推進し、環境への負荷を低減する農業の確立を目指します。

また、グリーン・ツーリズム農業体験事業などを通じた地場農産物の利活用やPR、農産物の地産地消の推進に取り組みます。

### 04 計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐・病害虫防除）を実施し、良質な木材生産を推進するとともに、FSC認証※による南三陸杉のブランドを確立し、多様な建築資材への活用を推進します。

また、間伐材などの森林資源の有効活用を推進し、森林環境譲与税を活用した民有林の整備も図りながら、町土の保全・水資源の涵養<sup>かんよう</sup>などの森林が持つ多面的機能の維持・向上に努めるとともに、バイオマスエネルギーの利活用による資源循環型社会を構築します。



※FSC認証：FSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）が認証する森林のエコラベル。持続的な資源活用を目的に責任ある森林管理を認証する国際的な環境認証制度。FSCのマークが入った製品を買うことで、消費者は世界の森林保全を間接的に応援できる仕組み。

## 02

## 水産業の振興

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

地球温暖化による水産資源への影響を防止するための豊かな海づくりの推進を図るとともに、海域環境資源などの発掘と理解に向けた活動や環境教育と連動した人材育成、水産物のブランド化をより一層進め、地元水産物の販路拡大や地産地消を推進します。

## 基本事業

## 01 豊かな海づくりの推進

近年、気候変動の影響による海水温の上昇など、海洋環境の変化が急速に進んでいます。そのため、志津川湾の海藻・海草藻場の再生・保全に取り組み、水質の浄化や生物多様性の保全に努めます。

また、資源管理型漁業や種苗の中間育成・放流等の水産動植物の増殖及び漁場の整備・管理を行い、水産資源の持続的利用を図ります。

## 02 つくり育てる漁業の推進

海水温の上昇などの影響により、シロザケの回帰率が年々減少している中、漁獲する水産資源の枯渇を防止するため「つくり育てる漁業」を支援するとともに、豊かな海志津川湾を維持するため海藻群落の形成・再生に取り組みます。

### 03 水産関連団体の支援と連携強化

水産関連団体を直接的・間接的に支援するとともに、漁業後継者の確保対策に取り組めます。また、町内で水揚げされた魚介類が新鮮なうちに出荷でき、高値で売れるよう、南三陸町地方卸売市場の運営を継続していくほか、買受人の誘致を展開します。

### 04 エコカレッジ事業の推進

海域の環境資源などの発掘と交流人口の増大及び地域資源の永続的な活用方策の検討を目的とした調査・研究を促進します。さらに、環境教育を中心とした多様な講座などを企画・開催し、持続可能な地域づくりに貢献する人材の育成と地域の活性化を図ります。

また、志津川湾保全・活用計画に基づき、ラムサール条約※が目指す「保全・再生」、「ワイズユース」及び「交流・学習」を推進します。

### 05 南三陸水産物ブランドの確立

本町は、日本で初めて取得したASC認証※や海藻の藻場として国内初の登録となったラムサール条約登録湿地を有します。この素晴らしい環境のポテンシャルを活かし、南三陸水産物のブランド化の確立を図るとともに、販路拡大を推進していきます。



※ラムサール条約：正式名称は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。ラムサール条約は、湿地の「保全と再生」、「ワイズユース（賢明な利用）」、「交流と学習」を重視し、「国際的に重要な湿地であること」、「国の法律により将来にわたって自然環境の保全が図られること」、「地元住民などから登録への賛意が得られること」が登録の要件。

※ASC認証：ASC (Aquaculture Stewardship Council：水産養殖管理協議会) が認証する養殖版海のエコラベル。環境に大きな負担をかけず、地域社会や人権にも配慮して操業している養殖場を認証し、その養殖場で育てられた水産物であることが一目でわかるよう、エコラベルを貼付して消費者に届ける制度。



03

観光業の振興

施策に関連するSDGs (17ゴール)



基本目標

地域の魅力ある観光資源を最大限に活用し、地域経済の活性化と賑わいのあるまちづくりの手段として、観光交流事業の更なる発展を目指します。





## 基本事業

### 01 観光資源の管理及び利用促進

本町の代表的な観光資源である神割崎や田束山、サンオーレそではま海水浴場、道の駅「さんさん南三陸」などの施設を適正に管理・運営するとともに、多様化するニーズに対応した利用促進を図るなど、資源を活用した交流人口の拡大により、地域経済への波及効果を高めます。

### 02 交流人口の拡大

関係機関との連携強化のもと、滞在型観光の推進を軸に教育旅行・研修旅行など、地域資源活用型の交流プログラムを積極的に取り入れた誘客促進体制の確立を目指します。

また、優れた特産品等を活用した集客イベントの開催や商談会への出展を行うなど、国内外に向けた地域プロモーションを強化するとともに、消費動向やニーズを的確に捉えた市場の開拓に取り組むことで、観光消費額の拡大による地域経済の活性化を図ります。



## 04 商工業の振興

### 施策に関連するSDGs（17ゴール）



### 基本目標

関係団体との連携により、商工業の経営強化や企業の成長・発展を支えていくとともに、企業経営の安定化と新たな企業誘致による雇用の拡大と地域経済の活性化を図ります。



## 基本事業

### 01 関係団体との連携強化と商店街活性化の支援

町内商工業者に対する経営、金融、税務面の指導・相談を通じて、経営の安定が図られるよう、中核団体である南三陸商工会や商店街などとの連携を強化し、町の賑わいを創出する仕組みづくりに協働で取り組みます。

### 02 地域経済の活性と地元企業等の支援

金融機関との協力による支援策や町独自の支援制度により、企業経営の安定・向上を図ることで足腰の強い産業を育成し、雇用の確保と地域活性化を促進します。

また、産業の振興、雇用の拡大及び地域経済の活性化を図るため、企業の進出条件や業界の情報を収集しながら誘致業種を絞り、優遇措置や用地及び関連施設情報のデータベース化を促進するなど、受入体制の整備を推進します。

### 03 地元企業の持続的発展

町内の商業、工業、加工業、建設業などの持続的発展を支援するため、後継者・担い手、有資格者や技術者不足の解消と育成について、官民連携で取り組みます。

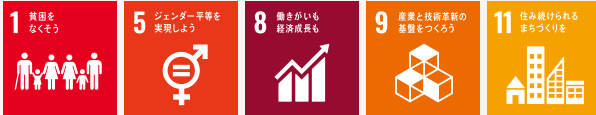




05

雇用・起業対策

施策に関連するSDGs (17ゴール)



基本目標

若者を中心とする労働力不足に対して、UIターン者や中高年も含めた就業あっせんを行うとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活に繋がる就業支援を行います。



## 基本事業

### 01 関係機関・企業連携による雇用の確保

町内企業における雇用の確保を図るため、若者の地元雇用や中高年の再雇用に繋がる就業あっせんを行うとともに、関係機関と連携した町内企業の紹介・情報発信などに取り組みます。

また、労働力を確保するための事業者の取組に対して、必要な支援を行います。

### 02 高齢者の就業支援

高齢者の知識や技能を必要とする就業の提供体制を確立するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉向上を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

### 03 若年労働者支援

UIターンも含めて、地元企業への就職を希望する新規学卒者などに対して、地元企業をはじめ各産業団体との連携強化による就業先の紹介、あっせんにより、若年者の雇用拡大を図ります。また、中学校や高等学校との連携のもと、就業体験などを通じて若年者の就業意識の醸成に努めます。



## 01 学校教育の充実

### 施策に関連するSDGs (17ゴール)



### 基本目標

児童生徒の確かな学力と、豊かな人間性・社会性を育成するための教育を進めるとともに、全ての子どもたちが安心して学べる環境や、ふるさとへの愛着や誇りを高める教育などを通じて、未来を創造する力を持った人を育てます。

### 基本事業

#### 01 自立する力と確かな学力の育成

宮城県が推進する志教育に引き続き取り組み、その推進体制の整備を図ります。

また、主体的な進路選択の支援や教育カリキュラムの充実、教職員の指導力の向上に取り組むとともに、時代の要請に応じたICTの利活用を積極的に推進し、情報リテラシー教育※と情報モラル教育※の推進を図ります。

#### 02 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

豊かな人間性や社会性を育成するため、人権教育、道徳教育、福祉・環境教育を推進するとともに、体力・運動能力づくり、健康の維持向上に取り組めます。

また、スクールカウンセラーなどの配置のほか、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制を整えながら、子どもの心のケア、いじめや不登校のない学校づくりに努めます。

※情報リテラシー教育：「情報の真偽を判断する能力」、「情報を適切に活用する能力」、「情報を安全に活用する能力」を育むための教育のこと。

※情報モラル教育：「情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度」を身につけさせる教育のこと。

### 03 特別なニーズに対応したきめ細やかな教育の推進

障がいのある児童生徒などへの適切な対応やきめ細やかな教育を行うとともに、学習支援の強化や就学相談の充実に努めます。

また、経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒がいる家庭に、就学援助費制度による支援を行います。

### 04 特色ある学校づくりの推進

国際化の進展に対応して、小中学校における外国語教育と国際理解教育の充実を図るとともに、地域の特性を生かした教育カリキュラムを充実させ、ふるさとの歴史や文化、産業、自然を理解し、ふるさとへの愛着と誇りを高める教育活動を推進します。

また、基礎学力向上や個性の伸長、社会性の育成などを図るため、中高一貫教育やキャリア教育を推進し、地域・企業と連携した特色ある学校づくりに取り組みます。

### 05 安全・安心な学校教育の推進

安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設長寿命化計画に基づいた教育施設の維持管理などを進めるとともに、災害時に避難所となる小中学校の防災機能の向上を図ります。

また、震災の記憶や教訓の風化を防ぎ、伝承しながら、命を守る防災教育を推進し、児童生徒の災害に対する知識と能力を育成します。



## 02

## 生涯学習の推進

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

町民の学習ニーズに応える生涯学習事業の実施や、社会教育団体などの育成支援を図るとともに、安定した社会教育活動の支援や学習環境の整備、指導者育成にも取り組み、生涯学習の推進体制の構築を進めます。

## 基本事業

## 01 生涯学習推進体制の整備・充実

より多くの町民が生涯学習に取り組むことができるように、町民の学習ニーズに応じた学びができるよう、ホームページなどを通じた各種学習講座の情報提供や学習機会の充実を図ります。

また、社会教育団体や指導者の育成・活動支援を行うとともに、地域の人材を学校教育活動に活用するなど、家庭・地域・学校が協働する地域づくりを進めます。





## 02 世代間交流の促進と学校教育・社会教育の連携と充実

地域の特色を生かした講座や教室を開催することにより、各世代間の交流を促進していきます。

また、次世代を担う子どもたちには、町の郷土文化を学び、豊かな自然の大切さを再認識する機会を提供しながら、将来のまちづくりや地域活動を担う人材の育成に取り組みます。

さらに、総合学習における自然体験やボランティア活動などの体験的な学習の推進や、社会人・地域講師の活用と育成を図り、社会教育の連携と充実に取り組みます。



## 03

## スポーツの振興

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

生涯を通じてスポーツに親しみつつ、健康・体力を保持・増進することによって、町民が潤いと活力のある生活を実現することを目指します。

また、町民のスポーツやレクリエーション活動への参加機会を拡充し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツや健康づくりに親しめる環境を整えます。



2016年 イースタン・リーグ公式戦(平成の森しおかぜ球場) 試合後のふれあいイベント



## 基本事業

### 01 生涯スポーツの推進

スポーツ交流村や平成の森、学校体育館などの施設において、スポーツ関連事業を展開し、町民の心と体の健康づくりに努めます。また、地域づくりや仲間づくりを目指した各種大会・講習会を開催するなど、誰もが身近に生涯スポーツに親しむ環境づくりを推進します。

さらに、プロスポーツを観戦する機会の提供など、町民が身近にプロスポーツに触れる機会をつくることで、スポーツを通じた教育・学びの場の創出に努めます。

### 02 スポーツ団体・指導者の育成

関係団体との連携強化を図りながら、スポーツ団体や指導者の育成支援に取り組みます。

また、中学校部活動の地域移行については、その動向を踏まえながら、地域の実情に応じ対応していきます。

### 03 スポーツ施設の管理・運営の充実

スポーツ交流村や平成の森において、引き続き指定管理者制度の活用などにより、効果的かつ効率的な施設管理を行います。



2018年 仙台89ERS プレシーズンゲーム (ベイサイドアリーナ)

## 04

## 文化の継承と創造

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

町民自らの芸術文化活動や、優れた芸術・伝統文化に触れる機会を充実するとともに、本町の貴重な文化財の保護・伝承活動を支援し、広く情報発信することで、歴史資源の保存・伝承意識の向上を図ります。

## 基本事業

## 01 芸術文化活動の推進

町内の芸術文化活動団体への支援や、優れた芸術・伝統文化に触れる機会を充実することにより、継続的な文化活動の担い手を育成するとともに、町民の芸術文化に対する理解を深めます。

また、学校教育との連携などにより、郷土の伝統文化の継承と発展に努めます。

## 02 文化財保護活動の促進

町文化財の調査研究を進めるとともに、地域で行われている伝統文化の保護・伝承活動を支援していきます。

また、本町にはウタツギョリュウに代表されるように世界的に貴重な文化財もあることから、こうした財産の保存・伝承、そして広く情報発信するなど、歴史資源を生かしたまちづくりを推進します。





## 01

## 健康づくりの推進

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを基本としながら、町民、行政、保健・医療・福祉関係機関などが繋がりを持って作り上げていく、協働の健康づくりの推進を目指します。





## 基本事業

### 01 心と体の健康づくりの推進

健康づくりに関する各種事業や研修の充実、心と体の健康づくりや疾病予防の知識を伝達し、町民の健康意識の向上を図ります。

また、民生委員児童委員や保健福祉推進員などに対する研修会を開催するとともに、心のケアに関する相談・支援の体制を整備します。

### 02 生活習慣病の発症及び重症化予防の充実

各種健診事業を通じて、町民が自らの健康状態を理解し、健康を保ち元気に過ごせるよう、病気などの早期発見や予防体制の充実を図ります。また、国民健康保険事業と連携しながら、生活習慣病予防教室の開催や特定保健指導などにより、発症予防と重症化予防に努めます。

### 03 子どもの健やかな成長への支援

妊娠期からの切れ目のない支援により、心身にゆとりを持った出産・子育てと、親子の健康的な生活・食習慣の確立を支援します。

### 04 健康を支え合い、守るための環境整備

町内各地区における健康づくり事業などの実施を通じて、地域の健康課題に関する町民・行政との共有化を図るとともに、健康づくりやコミュニティづくりなどの活動を推進する地域リーダーの確保・育成に努め、町民の主体的な健康づくりを促します。また、熱中症対策の一層の強化として、クーリングシェルター（避暑施設）の設置を進めます。

02

地域医療の充実

施策に関連するSDGs (17ゴール)



基本目標

地域に密着したきめ細やかな医療を提供していくため、地域内医療機関の役割分担の明確化と、各医療機関の連携強化により、医療水準の向上を目指します。



## 基本事業

### 地域医療提供体制の充実

町民の抱える多様な医療需要に対応するため、南三陸病院と町内の診療所間で役割を分担し、二次医療圏における病院間の機能分担などを進めます。また、町内の各医療機関における従事者の確保に努めます。





## 03

## 高齢者福祉の推進

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

全ての高齢者が自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉や保健、生涯学習などの様々な分野が垣根を越えて連携し、地域全体で高齢者を支える環境づくりを目指します。





## 基本事業

### 01 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らしていくために必要な住まい・医療・介護・福祉・生活支援などが一体的に提供される体制づくりを推進します。

また、住民同士の支え合いを大切に、介護予防と日常生活支援の総合的な事業展開を図るとともに、高齢者虐待の防止や認知症に関する理解を深め、専門職や地域住民が力を合わせて対応していきます。

### 02 高齢者の健康・生きがいづくりの推進

高齢者一人ひとりが健やかに生き生きと暮らせるよう、健康づくりや介護予防に関する意識に加え、主体的な取組への支援を充実していきます。

また、高齢者の積極的な社会参加や地域活動を促進し、生きがいづくりの推進を図ります。

### 03 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心して生活できるよう、必要な見守りや外出支援などを充実させるとともに、集い・通いの場を通じた交流や居場所づくりを促進し、高齢者の閉じこもりや社会的孤立の防止を図ります。



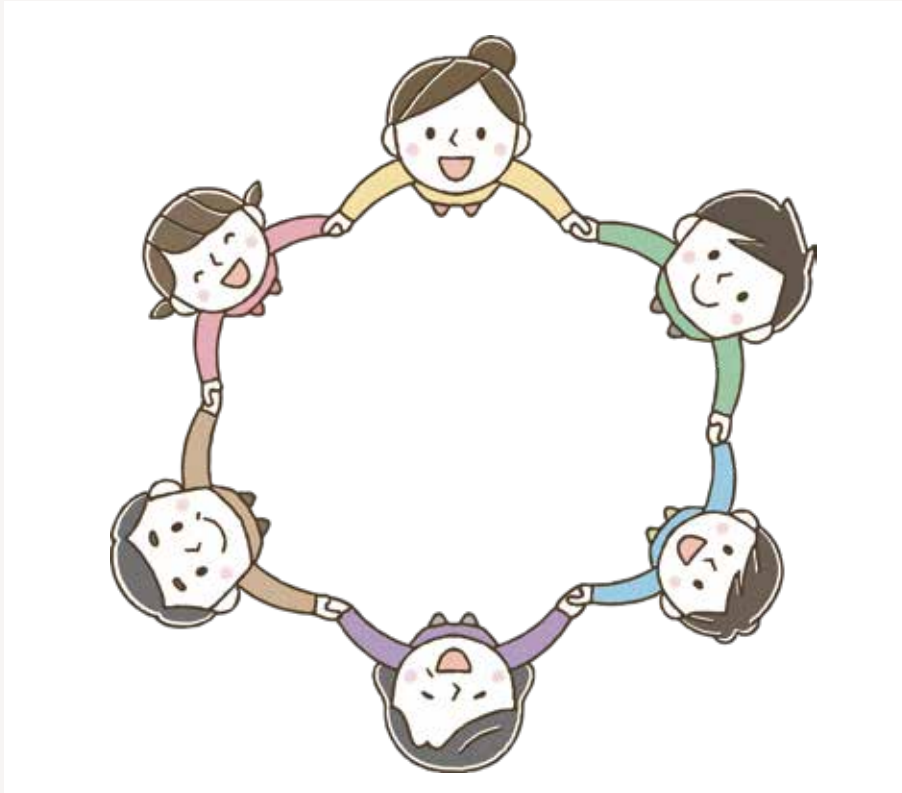
## 04 障がい者福祉の推進

### 施策に関連するSDGs (17ゴール)



### 基本目標

障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。



## 基本事業

### 01 障がい者の自立支援事業の充実

障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、障がい者や家族などの相談に応じ、きめ細やかな情報提供を行うとともに、家族などの負担軽減や障がい者自身の自立を促すために必要な支援を行います。

また、南三陸町障害者計画に基づく各種施策を展開し、障がい者の日常生活における自立と社会参加、就労支援などを行います。

### 02 在宅福祉サービスの充実

在宅障がい者が地域で安心して暮らせるよう、自立と生活の安定・向上に必要なサービスを提供するとともに、南三陸町障害福祉計画等に基づく各種施策を展開し、社会参加や一人ひとりの生活に合わせた支援等を充実します。



のぞみ福祉作業所

## 05

## 子育て支援の充実

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目指します。





## 基本事業

### 01 子ども・子育て支援体制の充実

子育て家庭のニーズの多様化に対応するとともに、地域性を考慮した保育サービスの提供、小学生の学童保育・居場所づくりを進め、全ての家庭が安心して子育てができるよう、関係機関や地域との連携を強化し、充実した子育て支援の環境整備を目指します。

また、子育て家庭が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、その実現に向けた仕組み、体制、環境づくりに取り組みます。

### 02 子ども医療費などの助成

子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、18歳に達する日の属する年度末までの子どもの医療費に係る自己負担分について、助成を行います。

また、子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父の医療費に係る自己負担分についても、助成を行います。

### 03 子ども・子育て支援事業計画の推進

南三陸町子ども・子育て支援事業計画に基づく各種施策を展開し、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとともに、子どもと家族、そして地域社会がお互いに幸福感にあふれるまちづくりを目指します。



06

## 地域福祉の充実

### 施策に関連するSDGs (17ゴール)



### 基本目標

住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、町民、行政、社会福祉協議会及び民生委員児童委員などの関係機関が連携し、繋がりと支え合いによる地域福祉活動を目指します。



## 基本事業

### 01 地域コミュニティによる地域福祉体制の充実

震災後の新たなコミュニティ形成の状況などを踏まえ、地域福祉活動に係る人材育成や活動の実践を促しつつ、社会福祉協議会や民生委員児童委員などと連携しながら、町民の主体的な地域福祉活動の定着や人にやさしい環境づくりに取り組みます。

### 02 福祉に対する相談・支援体制の充実

社会福祉協議会や民生委員児童委員などによる地域での見守り・支援活動を推進するとともに、町民に寄り添った相談体制や生活困窮者への支援に取り組みます。

また、相談・支援・サービスの提供に至る体制の一元化を図り、より専門的なソーシャルワーク※機能の充実に努めます。

### 03 災害に備えた支援体制の構築

避難行動要支援者台帳制度の周知と登録者の拡充を図るとともに、民生委員児童委員、自主防災組織、警察・消防などの関係機関へ情報共有を図り、災害時における地域支援体制づくりを進めます。

また、平時からの関わり合いを大事にしながら、防災訓練などを通じて、要配慮者の避難行動の実効性を高めていきます。



※ソーシャルワーク：社会福祉援助技術のことで、地域社会の様々な問題の解決を支援する事業や活動のこと。



01

生活環境の整備

施策に関連するSDGs (17ゴール)



基本目標

豊かな自然環境を維持しながら、復興まちづくりに基づく都市基盤を活かした土地の利活用と良好な生活環境を確保します。





## 基本事業

### 01 環境保全と開発が調和した土地利用の推進

町民の生活基盤の安定と地域活力の維持・向上を目指し、国土利用計画法の適切な運用などにより、町全体の活力を持続するための事業展開と森・里・海の調和した土地利用を推進します。

### 02 総合的・計画的な土地利用の推進

南三陸町国土利用計画に基づき、町土の保全を図りつつ、町土利用を総合的・計画的に推進していきます。

また、住宅の高台移転などにより生じた低地部の未利用地については、引き続き効率的な土地利用の在り方を検討し、その利活用を進めます。

### 03 安全・安心な住環境の整備

町営住宅の適正な維持管理や住宅・建築物安全ストック形成事業などにより、災害に強く安全・安心な住環境の整備を進めます。

### 04 健全で効率的な上下水道事業経営の推進

上下水道の施設について、適正な維持管理を行い安全・安心な水の供給に努めます。また、水道ビジョンや下水道経営戦略に基づき、健全で効率的な上下水道事業経営の推進を図ります。

### 05 安心して遊べる公園などの維持管理

復興まちづくりにおいて整備された公園・広場については、誰もが安心して楽しめる憩いの場であることから、適正な維持管理に努めます。

## 02

## 交通ネットワークの充実

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

利用者の利便性の向上を図るため、町内公共交通網の体系的な見直しや利用者ニーズへの対応などを継続的に行い、適切な公共交通手段を確保します。



## 基本事業

### 01 広域交通網の整備促進

三陸沿岸道路へのアクセス性の向上などに資する関連町道の整備を進めるとともに、町域内の国・県道の未改修区間の対応について、引き続き要望していきます。

### 02 適切な道路維持管理・整備の推進

町道や道路施設の適切な維持管理により、道路環境の保全、道路施設の安全確保や長寿命化を図るとともに、安全・安心な道路環境の形成に努めます。

### 03 公共交通網の充実

通勤・通学・通院・買い物などの観点から、高台住宅団地や中心市街地の各主要拠点及び町内外とのアクセスの利便性を確保するため、計画的・体系的かつ持続的な公共交通網を再構築していきます。



## 03

## 資源循環型社会の形成

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

地域の特徴を生かした持続的な地域社会生活の構築を目指し、人と環境にやさしく災害に強いまちづくりを進めます。

## 基本事業

## 01 公衆衛生活動の推進

町内の公衆衛生の維持・向上が図られるよう、関連施設の適正運営や公衆衛生に関する各種相談事業などを実施します。

## 02 廃棄物などの適正かつ効率的な処理の推進

一般廃棄物処理基本計画に基づく各種施策を展開するとともに、地区の衛生組合などと連携強化を図り、廃棄物などの適正かつ効率的な処理を推進していきます。また、3R※の推進やプラスチック資源循環促進法に基づく普及啓発活動を展開していきます。

## 03 ごみ処理施設の整備・検討

町内の廃棄物処理施設の解体及びリサイクル施設の更新事業について、関係機関と連携しながら引き続き検討していきます。

※3R：Reduce（リデュース・ごみを減らす）、Reuse（リユース・繰り返し使う）、Recycle（リサイクル・再び資源として利用する）の3つのRの総称。



## 04 環境美化活動の推進

町民や事業者などが自主的に行う環境美化活動を支援するとともに、自然愛護思想の普及啓発を図ります。

## 05 資源循環型社会形成の推進

環境基本計画に基づく各種施策を展開するとともに、本町における資源循環型社会の形成を目指し、町民及び事業者への資源循環型社会に対する意識啓発や廃棄物の減量、資源の循環的な利用を推進します。

## 06 脱炭素化の推進

みやぎ環境交付金の活用により、町内公共施設や公用車両の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。

また、志津川湾の藻場の保全・再生を通じて、生物多様性と漁業生産を含む海洋生態系の生産性の回復を目指すなど、地球温暖化の緩和に貢献する取組を展開していきます。

## 07 河川・海域環境の保全

河川・海域の水質汚濁を防止し、適切な水質を維持していくため、河川水・海域水の定期的な水質検査事業を実施します。

## 08 森林環境の保全

森林が本来持っている水源涵養機能<sup>かんよう</sup>などの公益的機能を保全するため、保育や間伐などによる森林環境の適切な維持管理に努めるとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を展開していきます。

また、木や森林と触れ合い親しみを感じ、豊かな心を育てる木育活動の推進を図ります。

## 04 消防・防災の充実

### 施策に関連するSDGs (17ゴール)



### 基本目標

町民一人ひとりが防災意識を高く持ち、地域や町民同士が協力し助け合う「共助」をより確かなものとするため、地域防災力の向上と防災リーダーの育成を目指します。

### 基本事業

#### 01 総合的な防災・減災への取組

南三陸町地域防災計画などに基づき、ハード・ソフト施策を有効に組み合わせながら、防災・減災の取組を推進していきます。

また、災害時受援計画の策定や原子力災害対策における広域避難等計画の見直しを行うなど、実効性のある計画づくりを進めます。

#### 02 自主防災意識の啓発と組織の育成

防災関係機関と連携を図り、平時から町民への防災・減災意識の啓発に努めます。

また、地域防災力を高める取組として、地域の防災リーダーの育成・養成、自主防災組織の組織活動などについて支援していきます。

#### 03 防災組織などのネットワークの再構築

警察、消防、防災関係機関及び自主防災組織との防災ネットワークを構築し、平時からの連携に加え、防災訓練などを通じた災害時の連携確認を行うなど、防災ネットワークを強固なものにします。

## 04 救急救命体制の充実

救急時に迅速に対応するため、医療機関及び広域消防との連携強化とともに、救急救命体制の充実を図ります。

## 05 消防団の存続と消防施設・設備の充実

地域防災力の中核となる消防団が、将来にわたり存続できるよう、団員の加入促進や地域の実情に応じた再編など、必要な取組を実施します。

また、消防施設・設備などの整備について、計画的に進めます。

## 06 防火意識の啓発と活動支援

防火意識の向上を図るため、広報、啓発イベントの実施とともに、関係機関との連携による火災予防活動を推進します。

## 07 震災の記憶・教訓の伝承への取組

東日本大震災による甚大な被害や、その困難を乗り越え復興に立ち向かった町民の姿など、その過程で得られた貴重な教訓が風化することのないよう、広く国内外の人々や後世に的確に伝える機会や場づくりを推進します。



05

交通安全・防犯対策の推進

施策に関連するSDGs (17goals)



基本目標

交通事故防止や防犯に関する町民意識の向上を図るとともに、高齢者や幼児、児童、生徒などの交通弱者に対する安全確保や犯罪防止対策をより一層進めていきます。





## 基本事業

### 01 交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化

町民の交通安全に関する意識向上のための各種広報活動を行います。特に、児童・生徒の登下校時の交通安全意識の強化に向けた指導に努めます。

また、交通安全対策を効果的・効率的に推進するため、関係団体との連携を図りながら、各種事業を展開します。

### 02 交通安全施設の計画的な整備

歩行者や交通量が多く危険性の高い道路、通学路などに対する交通安全施設（カーブミラーなど）の整備を計画的に進めます。

### 03 地域防犯体制の強化と犯罪被害者への支援

犯罪の発生抑止や防犯意識の向上を図るため、関係団体との連携強化や町民への意識啓発活動に加え、防犯対策事業の強化に努めます。

また、南三陸町犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者などに対する相談・支援を関係機関と連携して実施します。

### 04 通学路の安全確保対策

児童・生徒の通学時における安全確保のため、通学路における防犯関連施設の整備を推進するとともに、地域及び関連団体と連携した交通安全活動を行います。



## 01

## 協働のまちづくりの推進

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

住民自治意識の高揚を図りながら、自立したコミュニティ形成に向けた団体の育成とその活動を支援し、こうした活動への住民参加を促すとともに、地域の担い手となるまちづくりリーダーの人材育成に取り組めます。



## 基本事業

### 01 協働のまちづくりの推進

まちづくりは、町民と行政が一体となって進めるものであることを再確認し、そのための仕組みづくりと、住民自治意識の高揚に努めます。

町民同士の繋がりが深まり、協調・連携して安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域の自立促進、新しいコミュニティ形成につながる活動を支援します。

また、参加と協働が活発なまちづくりを推進するため、町民有志による団体やボランティア団体などが企画立案し、主体的に行う活動を支援するとともに、こうした活動を通じて、これからのまちづくりリーダーの育成・養成に取り組みます。

### 02 地域コミュニティの構築・発展

町民が主体的にまちづくりに参画できる仕組みをつくり、地域課題を自ら解決することのできる主体性・持続性のある地域コミュニティ活動を促進していきます。

### 03 ボランティア・NPO団体などによるまちづくり活動の促進

自主的なまちづくり活動を行うボランティア組織やNPO団体等を積極的に受け入れ、効果的に連携していくとともに、まちづくり活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。

### 04 各種イベントなどへの参画機会の創出

各種イベントやまちづくり活動などの各ステージにおいて、町民が交流する機会を創出し、ふるさと意識の共有を促進していくとともに、「南三陸町に行ってみよう」と思える特色ある取組を推進していきます。

また、活力ある豊かなふるさととしての良好な環境づくりを行っていきます。

### 05 移住・定住の促進

若い世代を中心として、都市圏への人口流出や町内産業の担い手不足などが深刻な問題となっていることから、移住・定住促進のための仕組みづくりや受入環境の整備を進め、将来にわたって持続可能なまちづくりを担う移住やUターンを加速させ、人口の拡大と地域の活性化を図ります。



## 02

## 交流・人権文化の推進

## 施策に関連するSDGs (17ゴール)



## 基本目標

地域における多文化共生社会の形成に向けて、国際交流団体などとの連携や人材育成、情報発信を行うとともに、全国の自治体をはじめとして産業経済・教育文化などの多方面にわたる地域間交流を行います。





## 基本事業

### 01 国際交流環境の充実

国際理解を深め、国籍や民族にかかわらず互いの人権を尊重し、生活していく多文化共生社会の形成を目指して、関連団体や教育・観光部門などとの連携のもと、広い視野を持ち国際感覚に優れた人材を育成するとともに、町民による様々な国際交流活動への支援や、海外出身者に対する各種情報提供などを実施します。

### 02 地域間交流の推進

友好町である山形県庄内町との友好町交流事業や、震災をきっかけに関わりを持った全国の自治体などとの交流、町の地域資源を活用した産業経済などの多方面にわたる地域間交流を活発化します。

また、プロスポーツチームとの連携による交流イベントの開催を通じて、地域の活力創出や広域からの観光客の誘客に繋がります。

### 03 ワーク・ライフ・バランス※の推進

町内の各事業所及び町機関において、性別を問わず誰もがその意志に応じて働き方を選択できるよう、多様で柔軟な就労環境を推進するとともに、社会全体で「仕事と生活の調和」の実現を目指します。



※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」のこと。

## 03

## 広域連携の推進

## 施策に関連するSDGs（17ゴール）



## 基本目標

周辺自治体との連携が必要な諸課題について、効果的な連携体制を構築するとともに、災害時相互応援協定などに基づく広域的な連携体制の確立や自治体間交流ネットワークを構築します。

## 基本事業

## 広域的な連携への積極的対応

町民生活に関わる広域的な諸課題への対応策を関係自治体と検討していくとともに、近隣市町をはじめとした周辺自治体との効果的な連携について模索し、行財政経営の効率化に結びつけていきます。

また、災害時相互応援協定を締結した各自治体との連携や交流を継続的なものとし、人の交流などをきっかけとしたネットワークを構築します。







## 04

## 適切な行財政運営

## 施策に関連するSDGs（17ゴール）



## 基本目標

事務事業の合理化や安定的な財源確保による持続的な行財政運営に努めるとともに、民間との連携による公共サービスの効率化、多様な手法による広報・公聴の展開、職員的能力向上と柔軟な組織体制、DX化などの新たな行政システムの導入を進めます。

## 基本事業

## 01 持続可能な行政運営の確立

行政ニーズの多様化・複雑化が進む中で、行政事務の合理化に向けて、行政評価制度に基づく適切な事務事業の見直しを行います。また、公共施設及びインフラ資産※の持続可能な運営を目指し、公共施設においては、指定管理者制度の活用を進めます。

## 02 財源の安定的確保

町の自立した行財政運営のために、重要な自主財源である町税収入を確保するとともに、租税負担の公平性の維持に努めます。また、安定的な財源確保に向けて税務関係機関との連携強化を進めるとともに、ふるさと納税制度を通じた自主財源の確保を図ります。

## 03 持続的で安定的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、将来にわたり安定と自立により各種事業を展開していくため、中長期的な財政計画を策定し、適正な財政分析の下、計画的な財源の確保及び効率的配分に努めるとともに、財政の透明性を高めるために、町民に対する情報提供を進めていきます。また、南三陸町公共施設等総合管理計画に基づき、将来の大規模修繕のピークを前後に振り分け、予算の平準化に努めるなど、財政計画と連動した計画的な公共施設の維持・管理を進めるとともに、公有地の有効活用を積極的に進めます。

※インフラ資産：道路、橋りょう、上下水道、漁港、公園などの構築物・工作物のこと。



## 04 PPPの推進

様々な分野において、持続可能で町民満足度の高い公共サービスを実現するために、民間事業者からの連携提案なども積極的に受け入れつつ、本町に適したPPP※を推進します。

## 05 情報発信の多様化

町広報紙の発行に加え、町ホームページやSNS※などを活用した即時性・アクセス性の高い行政情報の発信、その他多様な媒体を活用しながら、情報発信の強化と情報の共有化を図ります。また、災害時にも強い情報発信インフラの整備を進めるとともに、震災の記録と教訓を広く国内外に発信するため、関連アーカイブの構築と情報発信を進めます。

## 06 公聴活動の推進

協働によるまちづくりを進める上で必要となる町民の町政への参画機会の確保、ニーズの把握といった観点から、「町長出前トーク」などにより町民の意見を効果的に町政に反映させる仕組みづくりを推進します。

## 07 適正な人事管理の推進

人事管理の基礎となる人事評価制度を適正に運用し、面談などを通じた職員個人の目標管理を的確に行うことにより、職員の主体的な能力開発や組織力の向上を図ります。また、職員配置の適正化を図るとともに、中途退職や定年退職の増加に伴う適切な人員確保に向けた定員管理計画の見直しを行います。

## 08 職員の公務遂行能力の向上

複雑かつ高度化する行政課題に対し、柔軟かつ適正に対応できる職員や専門的能力を有する職員を育成し、常にやりがいと向上心を持てるよう、組織的にOJT※に取り組むとともに、職員研修の充実に努めます。また、職員の育成と関係機関との連携体制の緊密化を図るために、他の地方公共団体との人事交流に取り組めます。

## 09 柔軟な組織体制の構築

新たな行政課題や多様化・複雑化している住民ニーズに対して、柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築するとともに、行政規模の適正化や業務量などを踏まえた適正な人員配置を図るなど、持続可能な組織・執行体制の構築に向けた取組を推進します。

## 10 DX化の推進

行政サービスの向上や自治体業務の効率化、人的・財政的な負担軽減を図るため、自治体DX※を推進するとともに、社会・地域の課題解決に向けた取組の一つとして、官民連携によるDXを推進します。

※PPP：Public Private Partnershipの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ること。

※SNS：Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

※OJT：On the job trainingの略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し知識・技術などを身に付けさせる教育方法のこと。

※自治体DX：地方自治体がデジタル技術を活用して行政サービスの改善や効率化、住民参加の促進を進める取組のこと。

# 施策の大綱と関連するSDGs（17ゴール）の一覧表

基本政策	施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
【基本政策Ⅰ】 産業振興と新たな活力を生み出すまちづくり	I-1 農林業の振興		●				
	I-2 水産業の振興		●				
	I-3 観光業の振興						
	I-4 商工業の振興						
	I-5 雇用・起業対策	●				●	
【基本政策Ⅱ】 心豊かな人と文化を育むまちづくり	II-1 学校教育の充実			●	●		
	II-2 生涯学習の推進			●	●	●	
	II-3 スポーツの振興			●	●		
	II-4 文化の継承と創造			●	●		
【基本政策Ⅲ】 健康で楽しく暮らせるまちづくり	III-1 健康づくりの推進			●			
	III-2 地域医療の充実			●			
	III-3 高齢者福祉の推進			●			
	III-4 障がい者福祉の推進			●	●		
	III-5 子育て支援の充実			●	●		
	III-6 地域福祉の充実	●		●		●	
【基本政策Ⅳ】 安全・安心なまちづくり	IV-1 生活環境の整備						●
	IV-2 交通ネットワークの充実						
	IV-3 資源循環型社会の形成						
	IV-4 消防・防災の充実				●		
	IV-5 交通安全・防犯対策の推進						
【基本政策Ⅴ】 協働のまちづくりと持続可能な行財政運営	V-1 協働のまちづくりの推進					●	
	V-2 交流・人権文化の推進					●	
	V-3 広域連携の推進						
	V-4 適切な行財政運営						

## SDGs 17ゴール

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられるまち づくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な 対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	●	●			●			●		●
	●	●			●	●	●			●
	●	●					●	●		●
	●	●		●	●					●
	●	●		●						
			●	●						
				●						●
				●						●
				●						●
			●							
			●	●					●	
			●	●					●	
			●	●					●	
			●	●					●	
			●	●					●	
●		●		●		●	●	●		
●		●		●						
●		●		●		●	●	●		●
		●		●						
		●		●					●	
			●	●					●	●
			●						●	●
				●						●
●		●	●	●						●







ひと



森



里



海

## 資料編

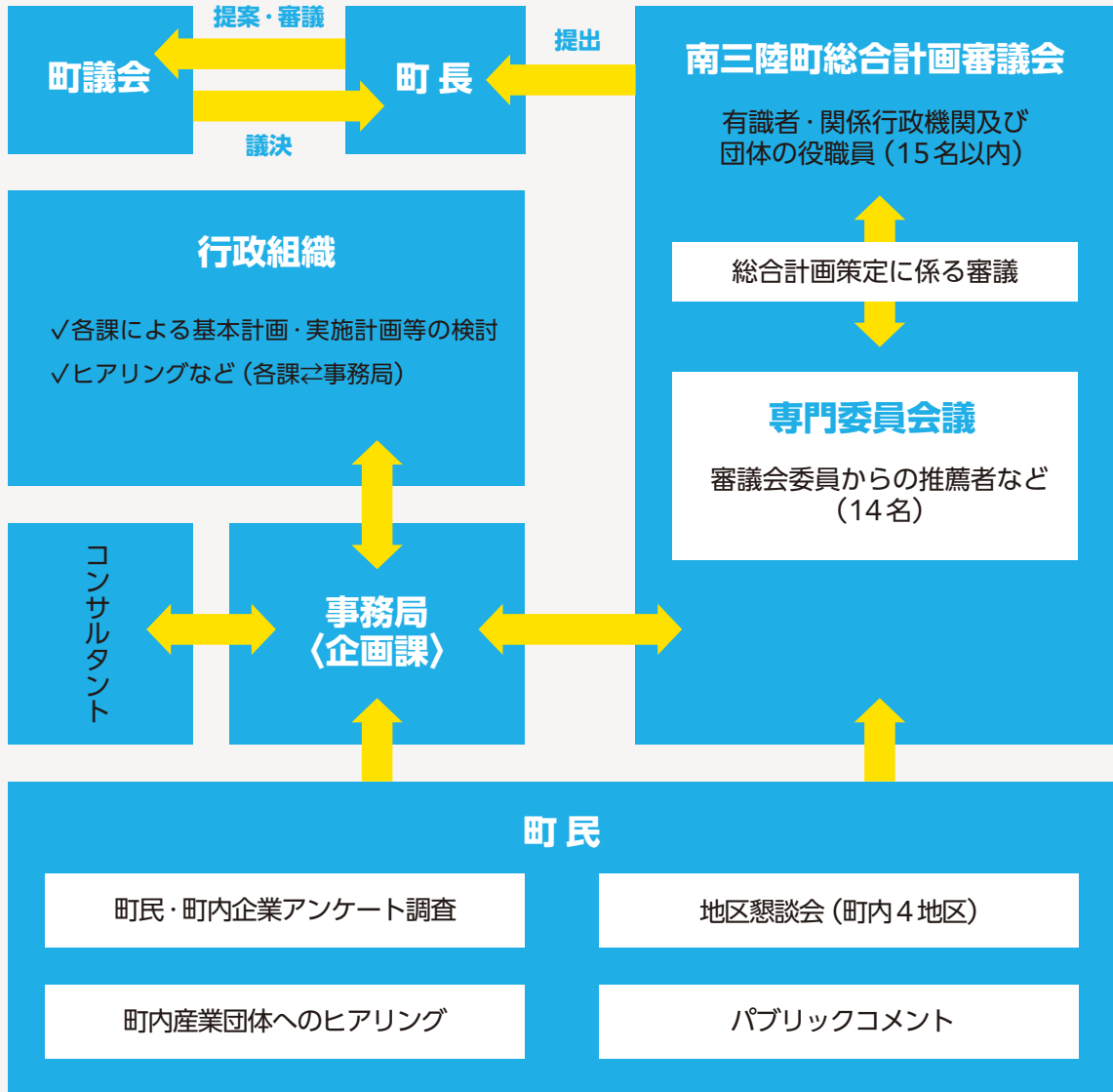
南三陸町第3次総合計画策定体制

南三陸町第3次総合計画策定経過

南三陸町総合計画審議会委員名簿

南三陸町総合計画審議会専門委員名簿

# 01 南三陸町第3次総合計画策定体制



## 02

## 南三陸町第3次総合計画策定経過

年月日	内容
令和4年9月15日から9月30日	町民アンケート調査・町内企業アンケート調査
令和4年11月2日	令和4年度南三陸町総合計画審議会
令和5年2月21日から3月15日	産業団体等とのヒアリング
令和5年4月28日	令和5年度第1回南三陸町総合計画審議会
令和5年5月29日	令和5年度第1回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和5年6月13日	令和5年度第2回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和5年6月26日	令和5年度第2回南三陸町総合計画審議会
令和5年6月29日	令和5年度第3回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和5年7月21日	令和5年度第4回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和5年7月25日	令和5年度第3回南三陸町総合計画審議会
令和5年8月7日から8月9日	住民懇談会（町内4地区：志津川、戸倉、入谷、歌津）
令和5年8月28日	令和5年度第5回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和5年9月28日	令和5年度第6回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和5年10月6日	令和5年度第4回南三陸町総合計画審議会
令和5年10月10日から11月8日	南三陸町第3次総合計画（素案）に係るパブリックコメント
令和5年11月17日	令和5年度第7回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和5年11月21日	令和5年度第5回南三陸町総合計画審議会
令和5年12月25日	令和5年度第8回南三陸町総合計画審議会専門委員会議
令和6年1月9日	令和5年度第6回南三陸町総合計画審議会
令和6年1月9日	総合計画審議会会長から町長へ報告
令和6年1月31日	南三陸町第3次総合計画素案の決定（庁議決定）
令和6年2月6日	南三陸町議会全員協議会での説明
令和6年2月14日	令和5年度南三陸町議会2月会議に付議・可決

## 03

## 南三陸町総合計画審議会委員名簿

委員氏名	所属団体等	区分	備考
山内正文	南三陸商工会会長	審議会会長	
高橋長晴	南三陸森林組合代表理事組合長	審議会副会長	
阿部國博	学識経験者	第1号委員	
伊藤和長	学識経験者	第1号委員	
阿部隆	南三陸町建設業協会会長	第2号委員	
阿部和夫	南三陸町体育協会会長	第2号委員	
及川吉則	一般社団法人南三陸町観光協会会長	第2号委員	
久保田正男	新みやぎ農業協同組合本店共済部部长	第2号委員	
佐々木孝男	宮城県漁業協同組合志津川支所運営委員長	第2号委員	R5.6.30まで
行場博文	宮城県漁業協同組合志津川支所運営委員長	第2号委員	R5.7.25から
沼倉善子	南三陸町民生委員児童委員協議会会長	第2号委員	
星岳大	南三陸町PTA連合会会長	第2号委員	
山内健一	南三陸町社会教育委員会議長	第2号委員	

第1号委員・第2号委員氏名カナ順



## 04

## 南三陸町総合計画審議会専門委員名簿

氏名	所属団体等
伊澤 仁 寿	宮城県漁業協同組合志津川支所支所長
及川 和 人	一般社団法人南三陸町観光協会事務局長
小野寺 成 明	新みやぎ農業協同組合南三陸統括営農センターセンター長
工藤 大 樹	南三陸町PTA連合会
工藤 泰 彦	宮城県中小企業家同友会南三陸支部支部長
佐藤 久一郎	株式会社佐久代表取締役
高橋 裕香里	南三陸町立伊里前保育所所長
高橋 吏 佳	社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会地域福祉係長
田中 郁 子	南三陸森林組合理事
芳賀 英 則	志津川建設株式会社代表取締役
畠山 扶美夫	南三陸町民生委員児童委員協議会副会長
星 一 敏	新みやぎ農業協同組合志津川支店次長
山内 義 申	南三陸町体育協会副会長
吉田 信 吾	南三陸商工会副会長

氏名カナ順



発 行 | 令和6年3月

発行者 | 南三陸町

編 集 | 南三陸町企画課

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

TEL | 0226-46-1371 FAX | 0226-46-5348

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>



南三陸町

MINAMISANRIKU TOWN